

資料解題

中国における外国報道機関・記者の報道・取材活動に関する規定

山本 賢二*

はじめに

中国情報は中華人民共和国の成立、混乱、発展とともに国際関係を理解する上で不可欠のものとなっている。中国の「真実」は中国を見る人によって千差万別となるが、「事実」は事実であることによって、われわれにとって始めて「真実」に接近するための情報としての価値がある。最も信頼できる「事実」はわれわれ自身の五感によって得ることであり、それは「百聞不如一见」（百聞は一見に如かず）という言葉に象徴されるが、それにしても多くの人がすでに「ステレオタイプ」をもっており、その「コード」に合わせて「事実」を受容するため、「真実」に接近するための情報を得たとは確言できない。そして、その「ステレオタイプ」の生成につながる「擬似環境」を形成する「事実」がメディアによって日常的に流されていることを忘れてはいけない。

中国のメディアが提供する情報は基本的に中国共産党の選択・解釈した「事実」であり、われわれにとってそれは中国の「真実」に接近するための情報の一つである。また、日本のメディアが伝える情報も中国の「真実」に接近するための一つの「事実」に過ぎないのであり、前者との違いは日本においては私企業、または公共機関としてのメディア、あるいは編集を含む記者個人の選択・解釈を経たものであるということである。つまり、日中双方のメディアから流される情報は、それぞれ主体は異なってもいずれも選択・解釈を経て構成された「事実」であり、その「事実」を客体としてのわれわれが受け取るということである。

中国における外国報道機関・記者の報道・取材活動については、「条例」などによって「規定」が設けられており、その範囲内で報道・取材活動が行われている。その「規定」は中国における報道と取材に分けられる。前者の中国における報道とは主に中国のユーザーに対する情報の提供を意味し、新華社が統一的に管理しており、外国の報道機関が自由に情報を中国域内に発信させることはできない。また、後者の中国における取材とは自国を含む国外に向けて情報を提供するための外国報道機関の取材活動を指す。

この資料解題では先行研究を利用させていただきながら、外国の報道機関の中国における報道と取材に関する「通知」、「弁法」、「条例」、「規定」などを対象とし、その原文を転載、訳出すると同時に、その歴史的流れを略述するものである。その目的は中華人民共和国における外国報道機関・記者の報道・取材活動に対する管理を通時的に理解することを通じて、報道機関の伝える中国の「事実」に接するわれわれが中国の「真実」を見極めるうえでその「客体」から「主体」となるための一つの参考資料を提供するところにある。

なお、外国報道機関・記者の中国における取材についての先行研究を挙げると、日本では富窪高

*やまもと けんじ 日本大学法学部新聞学科 教授

志の「中国に常駐する外国人記者の取材活動について」(『外国の立法』239(2009.3) pp.113-128)がある。富窪はその論文の中で中国における外国人記者の取材環境について、「北京オリンピック大会及びその準備期間中の中国における外国人記者の取材に関する規定」から始め、在華外国人記者クラブ(FCCC)、外交部外国人記者新聞センター、国務院新聞弁公室と報道官制度などを概観すると同時に、FCCCが2007年に国際オリンピック委員会に提出した「最近(2007年8-10月)の報道環境及び勧告」を紹介した上で、2008年10月17日国務院第31回常務会議で採択された「常駐外国報道機関及び外国人記者の取材に関する条例」の条文をこれより先1990年1月11日に国務院第53回常務会議で採択された「外国人記者及び常駐外国報道機関管理条例」とも比較しながら詳述している。

一方、中国では陳開和の「1949年以来我国对外国驻华记者管理制度的演变」Evolution of China's Policy towards Foreign Journalists since 1949(《全球传媒学刊》2012年第1期, 总第9期, 2012年3月 pp.5-12)などがある。陳開和は「1949年以来のわが国の駐華外国人記者に対する管理制度の変遷」と題する論文名から分かるように、中華人民共和国建国以来の外国報道機関・記者の中国における取材環境について時系列的に論述している。

さらに、訳文のみについて挙げれば、中田崇編の「中華人民共和国建国前後のメディア関連文献 I」(『現代中国事情』第24号2009年3月5日 pp.217-223)にいくつかの文献が訳出されている。

本資料解題では、既訳のある資料はそれを利用していただいた。例えば、富窪はその論文に「常駐外国報道機関及び外国人記者の取材に関する条例」と「外国人記者及び常駐外国報道機関管理条例」の二つの「条例」を訳出し後掲している。この二つの「条例」の内、本資料解題では許諾を受けて後者を転載している。富窪氏はもとより、許諾された国立国会図書館調査及び立法考査局に感謝したい。

前者の2008年の新しい「条例」については駐日中国大使館のホームページにアップされているので、富窪の訳文もあるが公・私の順に従って、大使館版を転載している。また、同ホームページには「北京オリンピック大会及びその準備期間中の中国における外国人記者の取材に関する規定」もあるので、この「規定」も転載した。いずれも転載について同大使館新聞司の許諾を受けており、感謝したい。

そして、既訳のない文献は本学新聞学研究科博士前期課程・後期課程修了・在籍者である蔡昕悦、閻瑾、朱瑞璽、叶柳、神尾優、王雪彤、賀壹、孙鑫钰、徐淼、朱夢倩が試訳に当たった。なお、出典、訳者名が記されていないものについては筆者が訳出したものである。

1. 中華人民共和国成立前後の関係文献

アヘン戦争以来、西欧の侵略を受けてきた中国は日本との長期にわたる戦争を経て連合国の一員として第二次世界大戦の勝者となった。1945年のこの勝利から程なく、国民党と共産党の内戦が勃発し、1949年10月1日に中華人民共和国の成立が宣言された。この中国が中華民国から中華人民共和国に政体が変わったことはまさに革命であり、毛沢東言うところの「新民主主義革命」による「反植民地、半封建」という環境からの転換が緒に就いたことでもあった。

その中華人民共和国成立以前については、その前夜1948年11月8日に中国共産党中央委員会か

ら出された「关于新解放城市中中外报刊通讯社的处理办法」（新たに解放された都市の中における中外新聞雑誌通信社に関する処理弁法）がある。当時の中国共産党の中国におけるメディア状況についての観点は同「弁法」の前文に示されている。

前文は「これらの都市には、都市の人民の生活に重大な影響を与える大量の新聞、刊行物、通信社が存在し、国際宣伝に極めて大きな影響があると同時に、外交に関係ある外国通信社、外国人が経営する新聞、刊行物及び外国の新聞、刊行物、通信社の中国駐在の記者が存在する。これらの報道宣伝手段は、大部分が反動派によって握られ、少数が中間的なものであり、極少数だけが進歩的なものである。」という認識を示した後、「新聞、刊行物と通信社は、一定の階級、党派と社会団体が階級闘争を進める一種の手段であり、生産事業ではない。」とする中国共産党のメディア観を明らかにすると同時に、「・・・中国の私営の報道宣伝事業と呼ばれるものは、大部分が反動的な政治背景をもつものであり、このような私営の新聞刊行物と通信社に対して、無制限の放任政策」を採るべきではないとするとともに、その記者についても「既存の編集者と記者については、状況が異なり、そのなかの大部分は、官僚ブルジョア階級の抑圧と搾取を受けてもいるので、彼らを味方とすることに努め、味方とすることができるが、一方、彼らは長期的な反動政治教育を受けてきたことにより、それから人により程度の違いはあるが長期にわたり反動的な宣伝業務に従事したことにより、あるいは濃厚な間違った思想があることにより、我が党に接収された報道宣伝機関において、既存の人員に対して一律に留用する政策をとるべきではなく、慎重な区別留用及び段階的使用政策をとるべきである。」としている。

そして、同「弁法」は「(六) 外国通信社、外国人記者、外国人が出版する新聞、刊行物に対する処理弁法」として下記の三点を挙げている。

- (甲) 外国通信社は中央の許可を得ずに解放区において原稿を送信してはならず、また一律に送受信局を私的に設置してはならない。
- (乙) 外国人記者で解放区に留まり引き続きその記者業務を行う者については、外交手続きにもとづき人民民主政府に許可を求めるべきであると同時に、私的に送受信局を設置してはならず、それが送信した原稿は、中央の指定する機関の検査を受けるべきものとする。
- (丙) 外国人は中央の許可を得ずして解放区において新聞と刊行物を出版することはできず、元々出版されていたものについても中央に報告し処理するべきものとする。

上記の「弁法」通達後、約二か月後、中共中央は1949年1月18日に「帝国主義通信社の電信を処理する方法に対する規定」（対处理帝国主义通讯社电讯办法的规定（1949.01.18））を下達、「帝国主義」国の「通信社の電信」に対する「処理」の方法を具体的に示した。

同「規定」は上記「弁法」の延長線上にあり、冒頭に「帝国主義国家の通信社は帝国主義が反動宣伝を行う最も重要な武器の一つであり、これらの通信社の電信をわが人民政府の下では、決して自由に伝播させてはならない。」とした上で、その「処理」方法を「一」で「各地のあらゆる私営新聞社および通信社は、すべて勝手に送受信局を設置して、各外国通信社の電信を受信してはならない。」「二」で「各地のあらゆる公私の新聞紙、刊行物は全て各帝国主義国家の通信社の電信を掲載してはならず、すべての国際ニュースは新華総社の配信原稿に基づき発表しなければなら

い。」「三」で「各地の新華分社あるいは党機関紙新聞社は新華総社の配信したニュース参考資料」など「発行名簿」に従い「発給」できるなどとしている。さらに、「四」では「あらゆる帝国主義国家の通信社は帝国主義が侵略を進める上での道具であり、従来から中国人民の解放事業を敵視しており、各帝国主義国家の侵略勢力及び国民党反動勢力のために力を尽くしているため、決して彼らの電信を解放区で公然と自由に発表することを許容できない。」と「帝国主義国家の通信社」の「解放区」からの排除の理由を明記している。

こうした中、海南島、台湾などを除き中国が「解放区」となった1949年10月1日、中華人民共和国の成立が宣言され、中央人民政府が設置され、行政が始動する。その後については、陳開和の論文に詳しい。

陳によると、1949年10月19日、中央人民政府政務院に新聞総署が設置され、その下に国際新聞局がつくられ、対外ニュース伝播仕事を統一的に管理し、その主要業務には対外的にニュース原稿を発表するのと対外宣伝刊行物を出版するほか、中国における外国人記者の管理も含まれていた、とある。さらに、陳は「1949年12月9日、に中央人民政府政務院が公布した『中央人民政府およびその所属各機関の重要ニュースを統一的に発表することに関する暫定弁法』（关于统一发布中央人民政府及其所属各机关重要新闻的暂行办法）の中で、『外国人記者に中央人民政府およびその所属各機関のニュースを発表することについては、新聞総署国際新聞局によって統一的に処理する。各政府機関は自由に外国人記者にニュースを発表してはならない。』（对于外国记者发布中央人民政府及其所属各机关的新闻一事，由新闻总署国际新闻局统一办理。各政府机关不得自由对外国记者发布新闻。）と規定している。」（陳は同「弁法」を「中国社会科学院新聞研究所編『中国共产党新闻工作文件汇编』（上冊）290-291頁，北京，新華出版社1980」から引用しているが、最近では『中国新聞法制通史』第五卷「史料卷（下）」南京師範大学出版社2015年12月p.009にも掲載されている。）として、対外情報発信について「新聞総署国際新聞局」が「統一的に処理する」ことになったことを明らかにしている。

これに続き、陳は外交部情報司（後に新聞司になる）の「下に専門の科（60年代後に処となる）が設置され、外国人新聞記者および外国通信社との連絡と管理の責任を負うようになった。」、同司は「外国人記者を管理する関係規定に関する文書」を起草し、「1952年7月、外交部が公表した『外国人記者登録証暫定条例』（外国记者登记证暂行条例）が正式に発効した。これは周恩来総理が自ら修正承認した新中国で初めての駐華記者管理制度である。」としている。陳はその11条からなる内容について「《我外交部颁发外国记者登记证暂行条例》，中华人民共和国外交部档案馆藏，档号116-00010-01（1）。」から引用し、「外国人記者（新聞社、通信社、雑誌社、ニュース映画社、放送局の記者を含む）が中国域内で職務を行う時、外交部情報司に外国人記者登録証を申請すべきである。外国人記者が登録証を求めるとは、代表しているところの新聞、社、会社の正式証明文書提出すべきであり、一つ以上の新聞、社、会社を代表する外国人記者は申請の際ははっきり明記すべきあるとともに、それが代表している新聞、社、会社に限ってのみ原稿を発信できる。わが国の法令に違反する行為があったり、或いはわが国に対して事実を歪曲する報道があった時には、情報司は随時登録証を取り消すことができる。」と紹介している。

陳はまた、同「暫定条例」の1955年版では「すでに外国人記者の範囲をテレビ局及び映画会社にまで拡大するとともに、『中国公民は全て外国の新聞社、通信社、雑誌社、ニュース映画社、ラ

ジオ局、テレビ局及び映画会社を代表する記者にはなれない』と明確に規定した。こうしたことで、国際新聞局は外国人記者を接遇する具体的事柄の責務を負わなくなった。」（已经把外国记者的范围扩大到电视台及电影公司，并且明确规定“凡中国公民，一律不得代表外国报社、通讯社、杂志社、新闻摄影社、广播公司、电视台及电影公司为记者”。由此，国际新闻局不再负责接待外国记者的具体事宜。）としている。すなわち、この「外国人記者登記証暫定条例」がつくられたことによって、外国報道機関と記者に対する管理が新聞総署から外交部に移行したのである。

そして、陳はこの50年代に作られた「外国人記者登記証暫定条例」の「より一層改善」されたのが1981年3月9日に国務院から公布された行政法規の14条からなる「外国報道機関の常駐記者の管理に関する国務院の暫定規定」（《中华人民共和国国务院关于管理外国新闻机构常驻记者的暂行规定》，共十四条）だと指摘している。

(1) 中共中央关于新解放城市中中外报刊通讯社的处理办法（1948年11月8日）

(原文)

我军现已解放许多大中城市，以后还要解放许多大中城市，这些城市中存在着大量的对城市人民生活有重大影响的报纸、刊物与通讯社，其中并有少数对国际宣传极有影响，并与外交有关系的外国通讯社、外国人办信报纸、刊物，以及外国报纸、刊物与通讯社派驻中国的记者。这些新闻宣传工具，绝大部分是反动派所掌握的，少数是中间性的，只有极少数是进步的。在许多城市中，则根本没有进步的和中间性的报纸刊物。报纸、刊物与通讯社，是一定的阶级、党派与社会团体进行阶级斗争的一种工具，不是生产事业，故对于私营报纸、刊物与通讯社，一般地不能采取对私营工商业同样的政策，除对极少数真正鼓励群众革命热情的进步报纸刊物，应扶助其复刊发行以外，对其他私营的报纸刊物与通讯社，均不应采取鼓励政策。而且因为中国所谓私营的新闻宣传事业，绝大部分有反动的政治背景，对这些所谓私营报纸刊物与通讯社，如采取毫无限制的放任政策，也会使某些反动的政治势力容易获得公开地合法地联系与影响群众的阵地，则对人民极为不利。但旧有报刊中既有少数中间性的和进步的，如不分青红皂白，轻率地一律取消，亦于人民不利。无限制地放任的政策和一律取消的政策，这两种政策均不符合于我党保护人民的言论出版自由，和剥夺反人民的言论出版自由的原则。至于旧有的编辑与记者，则有不同情形，他们中的大部分，一方面，也受官僚资产阶级的压迫与剥削，故应当争取，也可能争取他们，但是在另一方面，又因为他们受了长期的反动政治教育，与长期从事于程度不等的反动宣传工作，或有浓厚的糊涂思想，故在被我党所接收的新闻宣传机关中，对旧有人员不能采取一律留用的政策，而应当采取慎重地个别留用，和有步骤地使用的政策。由于这是一个严重而复杂的问题，我们必须采取既严肃而又慎重的态度，方能处理适当。为此，中央特作如下之决定：

.....

(日文)

我が軍はすでに多くの大中都市を解放し、今後もさらに多くの大中都市を解放していくであろう。これらの都市には、都市の人民の生活に重大な影響を与える大量の新聞、刊行物、通信社が存在し、国際宣伝に極めて大きな影響があると同時に、外交に関係ある外国通信社、外国人が経営する新聞、刊行物及び外国の新聞、刊行物、通信社の中国駐在の記者が存在する。これらの報道宣伝

手段は、大部分が反動派によって握られ、少数が中間的なものであり、極少数だけが進歩的なものである。しかし多くの都市では、進歩的、中間的新聞刊行物は、全くないのである。新聞、刊行物と通信社は、一定の階級、党派と社会団体が階級闘争を進める一種の手段であり、生産事業ではない。そのため、私営の新聞、刊行物と通信社に対しては、一般的に私営の工商業者に対するのと同様の政策をとってはならず、極少数の真に人民の革命的情熱を鼓舞する進歩的な新聞刊行物については、出版刊行を支援するほかは、その他の私営の新聞刊行物と通信社に対してすべてに奨励政策をとるべきではない。さらに中国の私営の報道宣伝事業と呼ばれるものは、大部分が反動的な政治背景をもつものであり、このような私営の新聞刊行物と通信社に対して、無制限の放任政策をとるなら、一部の反動的な政治勢力に公然かつ合法的に大衆と連係し影響を及ぼす障地を容易に獲得させるため、人民に対し極めて不利益となる。しかし、既存の新聞刊行物のなかには少数の中間的なものと進歩的なものがあるので、区別せず、軽率に一律に廃刊することは、また人民に不利となる。無制限の放任政策と一律に廃刊する政策は、いずれも我が党の「人民の言論と出版の自由を保護し、反人民の言論と出版の自由を剥奪する」という原則に合致しない。既存の編集者と記者については、状況が異なり、そのなかの大部分は、官僚ブルジョア階級の抑圧と搾取を受けてもいるので、彼らを味方とすることに努め、味方とすることができるが、一方、彼らは長期的な反動政治教育を受けてきたことにより、それから人により程度の違いはあるが長期にわたり反動的な宣伝業務に従事したことにより、あるいは濃厚な間違った思想があることにより、我が党に接收された報道宣伝機関において、既存の人員に対して一律に留用する政策をとるべきではなく、慎重な区別留用及び段階的使用政策をとるべきである。これは重大かつ複雑な問題であるため、我々は厳粛かつ慎重な態度をとらなければならない。こうすることによって適切に処理できるのである。このため、中央は特に以下の決定を行う。

.....

(原文)

(六) 対外国通讯社，外国記者，外国人出版的报纸、刊物的处理办法如下：

(甲) 外国通讯社非经中央许可不得在解放区发稿，并一律不得私设收发报台。

(乙) 外国記者停留解放区继续其记者业务者，应根据外交手续向人民民主政府请求许可，并不得私设收发报台，其发出之稿件，应受中央所指定之机关检查。

(丙) 外国人非经中央许可不得在解放区出版报纸与刊物，原已出版者亦须报告中央处理。

(日訳)

(六) 外国通信社、外国人記者、外国人が出版する新聞、刊行物に対する処理弁法は以下の通り。

(甲) 外国通信社は中央の許可を得ずに解放区において原稿を送信してはならず、また一律に送受信局を私的に設置してはならない。

(乙) 外国人記者で解放区に留まり引き続きその記者業務を行う者については、外交手続きにもとづき人民民主政府に許可を求めると同時に、私的に送受信局を設置してはならず、それが送信した原稿は、中央の指定する機関の検査を受けるべきものとする。

(丙) 外国人は中央の許可を得ずして解放区において新聞と刊行物を出版することはできず、元々出版されていたものについても中央に報告し処理するべきものとする。

(中田崇編「中華人民共和国建国前後のメディア関連文献Ⅰ」『現代中国事情』第24号2009年3月5日 pp.217-223)。

(2) 对处理帝国主义通讯社电讯办法的规定 (1949.01.18)

(原文)

中共中央对处理帝国主义通讯社电讯办法的规定 (1949年1月18日)

帝国主义国家的通讯社，是帝国主义进行反动宣传的最重要的武器之一，这些通讯社的电讯，在我人民政权下，绝不能听其传布。过去各地对于此类电讯处理办法，没有统一的规定，而现在在我军新解放的各大都市中此类电讯，又一向传播颇广。因此特规定处理办法如下：

一、各地所有私营报社及通讯社，一律不得擅自设立收报台抄收各外国通讯社电讯。除新华总社外，只有各中央局、分局和各野战军司令部得令新华分社抄收各外国通讯社的电讯，其他各级党、政、军机关均不得抄收。如确有抄收必要者，须经所属中央局、分局、前委审查批准后，方得抄收。

二、各地所有公私报纸、刊物，一律不得登载各帝国主义国家通讯社（如合众社、美联社、美新闻处、路透社、英新闻处、法新社、协同社等）的电讯，一切国际新闻，均须根据新华总社广播稿发表。

三、各地新华分社或党报报社，可以将新华总社广播的新闻参考资料，或自行抄收的外国通讯社电讯，印成专页，发给党的高级干部及其他在工作上必须阅读的人员，并可发给与我党合作的高级党外人士及必须阅读的工作人员，以作参考之用。发行名单，由各中央局、野战军司令部或大都市的军事管制委员会审查决定之。

四、各地于执行上述措施时，应向党内外阐明，所有帝国主义国家通讯社是帝国主义进行侵略的工具，美国合众社、美联社、美新闻处、英国的路透社、英新闻处、法国的法新社、日本的协同社等等，一向敌视中国人民的解放事业，为各帝国主义国家的侵略势力及国民党反动势力张目，因此决不能容许它们的电讯在解放区公开自由发表。对它们必须施以严格的管制，这是中国人民利益所完全必须的。我们这样做，必然会引起一部分自由资产阶级和一部分资产阶级知识分子的不满，他们会指摘我们新华总社所发的国际新闻太少，太慢不和他们的口味等。自然，我们的新华总社应当努力使我们所发的国际新闻更多些，更快些，更好些。但是，为着弄清楚某一事件的真相，为着取得必要的时间来对某一事件加以比较和充分的研究，以便我们的报道确实对中国人民有益，而不是冒昧的地做了帝国主义义务宣传起见，我们的国际新闻发得少些、发得慢些，是完全必要的，是符合中国人民的利益。反之，如果我们只追求数量，追求时间，结果必然使中国人民的利益受到损害。而且我们的主要读者，即广大的劳动人民。并不需要知道帝国主义国家通讯社所宣传的一切，特别是这些通讯社所惯用的那些造谣、污蔑、诽谤。

(中共中央对处理帝国主义通讯社电讯办法的规定 (1949年1月18日) 中国社会科学院新闻研究所编『中国共产党新闻工作文件汇编』(上) 新华出版社 pp.265-266)

(日訳)

帝国主義通信社の電信を処理する方法に対する規定 (1949年1月18日)

帝国主義国家の通信社は帝国主義が反動宣伝を行う最も重要な武器の一つであり、これらの通信社の電信をわが人民政府の下では、決して自由に伝播させてはならない。これまで、各地のこの類の電信に対する処理方法に統一された規定はなく、現在わが軍が新たに解放した各大都市の中でこの類の電信は、ずっと幅広く伝播されている。そのため、特に処理方法を下記のように規定する。

- 一、各地のあらゆる私营新聞社および通信社は、すべて勝手に送受信局を設置して、各外国通信社の電信を受信してはならない。新華総社を除き、各中央局、分局および各野戦軍司令部のみが新華社分社に各外国通信社の電信を受信させることができ、その他の各級党、政、軍機関はいずれも受信できない。確かに受信する必要があるものは、所属中央局、分局、前線委の審査承認を得て始めて受信できる。
- 二、各地のあらゆる公私の新聞紙、刊行物は全て各帝国主義国家の通信社 (UPI、AP、米広報センター、ロイター、英広報センター、AFP、共同など) 電信を掲載してはならず、すべての国際ニュースは新華総社の配信原稿に基づき発表しなければならない。
- 三、各地の新華分社あるいは党機関紙新聞社は新華総社の配信したニュース参考資料、或いは自ら受信した外国通信社の電信を冊子にして、党の高級幹部およびその他の仕事上読まなければならない人員に発給でき、併せてわが党に協力している高級党外人士および読まなければならない工作人員に発給し、それを参考に用いることができる。発行名簿は各中央局、野戦軍司令部或いは大都市の軍事管制委員会の審査によって決定される。
- 四、各地が上記の措置を実行する際、党の内外に明らかにするべきは、あらゆる帝国主義国家の通信社は帝国主義が侵略を進める上での道具であり、従来から中国人民の解放事業を敵視しており、各帝国主義国家の侵略勢力及び国民党反動勢力のために力を尽くしているので、決して彼らの電信を解放区で公然と自由に発表することを許容できない、ということである。(略)

(3) 外国記者登记证暂行条例 (1952年7月)

(原文)

外国記者 (包括报社、通讯社、杂志社、新闻摄影社、广播公司之记者) 在中国境内执行职务时, 应呈请外交部情报司发给外国记者登记证; 外国记者请领登记证, 应提交所代表之报、社、公司的正式证明文件, 代表一个以上报、社、公司之外国记者, 应于申请时写明, 并只限于向其所代表之报、社、公司发稿; 如有违反我国法令行为, 或对我国有歪曲事实之报道时, 情报司得随时取消其登记证; 登记证只能证明外国记者之身份, 不得作旅行护照或其他证明之用; 对于非外籍而代表外国报社、通讯社、杂志社、新闻摄影社及广播公司之记者, 同样适用本条例。(《外国记者证登记暂行条例》, 中华人民共和国外交部档案馆藏, 档号 116-00200-03 (1)。)

(日訳)

外国人記者（新聞社、通信社、雑誌社、ニュース映画社、放送局の記者を含む）が中国域内で職務を行う時、外交部情報司に外国人記者登録証を申請すべきである。外国人記者が登録証を求めるには、代表しているところの新聞、社、会社の正式証明文書提出すべきであり、一つ以上の新聞、社、会社を代表する外国人記者は申請の際はっきり明記すべきあるとともに、それが代表している新聞、社、会社に限ってのみ原稿を発信できる。わが国の法令に違反する行為があったり、或いはわが国に対して事実を歪曲する報道があった時には、情報司は随時登録証を取り消すことができる。登録証はただ外国人記者の身分を証明できるだけで、旅行パスポート、或いはその他の証明に使うことはできない。非外国籍で外国の新聞社、通信社、雑誌社、ニュース映画社及び放送局を代表する記者に対しても本条例が適用される。

2. 外国人記者の中国における取材活動

その「外国報道機関の常駐記者の管理に関する国務院の暫定規定」は1981年3月9日に国務院から公布され、即日施行された。ここでは主にその取材活動に関する条文を取り上げる。

まず、「暫定規定」は「第九条」に「常駐記者が機関、団体、企業、事業及びその他の単位を取材するには、中華人民共和国外交部新聞司の要求に従い、事前に関係当局に申請を提出し、同意を得て、始めて取材ができる。」とすると同時に、「第十二条」では「常駐記者の業務活動は正常な取材報道の範囲を超えてはならない。」「常駐記者及びその家族の中国における一切の活動および中国国境の出入りは、中国の法律、法令と関連規定を遵守すべきである。法に違反すれば、中国の関係主管機関が法律に基づいて処理する。」としている。

また、この「暫定規定」を発展させ、新たに「管理条例」として1990年1月11日に国務院常務会議で採択制定された行政法規が「外国人記者及び常駐外国報道機関管理条例」であり、同「管理条例」は「第14条」に「外国人記者及び常駐外国報道機関は、登録した業務範囲又は合意した取材計画内で、業務を行わなければならない。」「外国人記者及び常駐外国報道機関は、報道を職業とするものの道徳を遵守し、事実を歪曲し、謠言を捏造し、又は不当な手段を用いて取材してはならない。」「外国人記者及び常駐外国報道機関は、その身分及び性格にふさわしくない並びに中国の国家的安全、統一及び社会の公共利益を害する行動を行ってはならない。」とすると同時に、「第15条」では「外国人記者が、中国の主要指導者を取材する場合は、新聞司を通して申請するとともに、同意を得なければならない。外国人記者が中国の政府部門又はその他の組織を取材する場合は、関係外事部門を通して申請するとともに、同意を得なければならない。」「外国人記者が、中国の開放地区に取材に赴く場合は、事前に関係の省、自治区及び直轄市人民政府の外事弁公室の同意を得なければならない。中国の非開放地区に取材に赴く場合は、新聞司に文書により申請し、認可を得るとともに、公安機関に赴き、旅行証明書の手続きをしなければならない。」として、取材にあたっての事前手続きを明記している。また、「第19条」では「外国人記者及び常駐外国報道機関が、この条例の規定に違反した場合、新聞司は、情状により、警告し、業務活動を一時停止又は停止させ、外国人記者証又は常駐外国報道機関証を没収することができる。」「中華人民共和国外国人出入国管理法又はその他の法律、法規に違反した者は、中国の関係主管機関が法に従い処理す

る。」と罰則規定を設けている。さらに、「第20条」では「この条例に規定する常駐外国人記者及び常駐外国報道機関以外のその他の外国人及び機関は、中国国内で報道業務に従事してはならず、違反した者は、中国の公安機関が情状により処罰する。」という条文を加えている。

「管理条例」にある上記の取材に対する事前申請は、2008年の北京オリンピックを契機に、臨時に解除される。「北京オリンピック及び準備期間中の外国人記者の中国取材に関する規定」と題した2007年1月1日から2008年10月17日までの時限規定はその「第6条」に「中国で取材をしようとする外国人記者は、取材される団体又は個人の同意を得るだけでよい。」とし、外国報道機関と記者の中国における取材を開放した。

上述の「規定」が満期を迎えるのに呼応し、2008年10月18日に新しい「常駐外国報道機関及び外国人記者取材条例」が公布され、その「第17条」に「中国国内で取材をする外国人記者は、取材される単位〈事業所〉及び個人の同意を得る必要がある。外国人記者は取材にあたって、常駐外国人記者証又は短期取材記者査証を携帯しかつ提示しなければならない。」とあり、取材に当たっては「取材される単位〈事業所〉及び個人の同意」を得るだけでよいことが明記された。罰則規定も「第20条」で「外国人が有効な常駐外国人記者証又は短期取材記者査証を取得せず又は所持しないで、中国国内でニュースの取材・報道活動をしたときには、公安機関がニュース取材・報道活動の中止を命じるとともに、関係の法律によって処分をする。」、「第21条」で「常駐外国報道機関及び外国人記者がこの条例の規定に違反したときには、外交部が警告を与え、その業務活動の一時停止又は終了を命じる。情状が重いときは、常駐外国報道機関証、常駐外国人記者証又は記者査証を取り上げる。」、「第22条」で「常駐外国報道機関及び外国人記者が中国の他の法律、法規及び規則・規定に違反したときには、法によって処分する。情状が重いときは、外交部が常駐外国報道機関証、常駐外国人記者証又は記者査証を取り上げる。」と規定された。

この中には「国外退去」という処分規定はないが、「外交部が常駐外国報道機関証、常駐外国人記者証又は記者査証を取り上げる。」ということは必然的に在留資格を失うことであり、「国外退去」と同じ効力をもつことは言うを待たない。

(1) 国务院关于管理外国新闻机构常驻记者的暂行规定（1981年3月9日）

(原文)

国务院关于管理外国新闻机构常驻记者的暂行规定

(1981年3月9日发布)

第一条 外国新闻机构请求派遣记者常驻中国进行采访报道，应当向中华人民共和国外交部提出申请，经批准后，向外交部新闻司办理登记手续。

第二条 常驻记者不得向其所代表的新闻机构以外的其他新闻机构发稿。

两个以上新闻机构要求派出同一名常驻记者，各有关新闻机构都应当分别按照第一条规定履行申请和登记手续。

第三条 中华人民共和国外交部新闻司办理常驻记者登记时，发给为期一年的记者证。常驻记者及其家属应当持记者证向当地公安机关申请办理居留手续，领取居留证件。

第四条 外国新闻机构要求更换常驻记者，应当提前四十五天向中华人民共和国外交部提出申请，经批准后，自新记者开始工作，原记者停止采访报道活动。

常驻记者及其家属，人员变动，住址变动，都应当申请办理居留证件的相应的变更手续。

第五条 常驻记者所持记者证期满，需要继续其采访报道活动的，应当在期满前十天向中华人民共和国外交部新闻司申请办理延期手续。

常驻记者停止在中国的业务活动，应当提前三十天书面通知中华人民共和国外交部新闻司，并于税务和其他有关事宜清理完毕后，办理注销登记手续。

第六条 中华人民共和国政府依法保护常驻记者的正当权益，并对其采访报道活动提供方便。

第七条 常驻记者租用房屋、聘请工作人员，应当委托当地外事服务单位办理。

第八条 常驻记者不得在中国境内架设电台。对于业务需要的新闻电信线路、通信设备等，应当向当地电信、电视等单位申请租用。

第九条 常驻记者采访机关、团体、企业、事业和其他单位，都应当按照中华人民共和国外交部新闻司的要求，事先向有关当局提出申请，经同意后始能进行。

第十条 常驻记者应当遵照中国税法规定，向当地税务机关办理纳税登记手续，照章纳税。

第十一条 常驻记者进口办公、生活用品和交通工具，应当向中国海关申报，办理纳税等有关手续。

上述进口物品，非经海关批准，不得私自出售或转让。

第十二条 常驻记者的业务活动不得超出正常的采访报道范围。

常驻记者及其家属在中国的一切活动以及出入中国国境，都应当遵守中国的法律、法令和有关规定。违法的，由中国有关主管机关依法处理。

第十三条 本规定未尽事宜，应当根据中国有关法律、法令和规定办理。

第十四条 本规定自发布之日起施行。

(日訳)

外国報道機関の常駐記者の管理に関する国務院の暫定規定

(1981年3月9日に公布)

第一条 外国報道機関が取材報道を行うため、中国に記者を派遣・常駐させることを請求には、中華人民共和国外交部に申請を提出し、承認を得た後、外交部新聞司で登録手続きを行うべきである。

第二条 常駐記者はそれが代表している報道機関以外のその他の報道機関に原稿を配信してならない。

二つ以上の報道機関が同一の常駐記者を派遣することを求める場合、それぞれ関わりがある報道機関はいずれも第一条の規定に従い、申請と登録の手続きを履行するべきである。

第三条 中華人民共和国外交部新聞司は常駐記者の登録の手続きを処理する際、有効期間一年の記者証を発給する。常駐記者及びその家族は、記者証を持って現地の公安機関で在留手続きの申請をし、在留証明書を受け取るべきである。

第四条 外国報道機関が常駐記者の交代を求めるには、四十五日前に中華人民共和国外交部に申

請を提出し、承認を得た後、新しい記者が仕事を始めることにより、これまでの記者は取材報道活動を停止すべきである。

常駐記者及びその家族の人員の変動、住所の変更があれば、いずれも在留証明書と相応する変更手続き申請をすべきである。

第五条 常駐記者が所持する記者証が満期になり、その取材報道活動を継続する必要があるれば、満期になる十日前に、中華人民共和国外交部新聞司で延期手続きを行う申請をすべきである。

常駐記者が中国での業務活動を停止するには、三十日前に書面で中華人民共和国外交部新聞司に通知するとともに、税務とその他関係事項をきれいに処理した後、登録抹消手続きを行うべきである。

第六条 中華人民共和国政府は法律に従い常駐記者の正当な権益を保護するとともにその取材報道活動に便宜を提供する。

第七条 常駐記者が部屋を借りたり、人員を雇ったりするには、現地の外事サービス単位にその処理を委託すべきである。

第八条 常駐記者は中国域内で通信局を設置してはならない。業務に必要なニュース電信回路、通信設備などは、現地の電信、テレビなどの単位にリースの申請をすべきである。

第九条 常駐記者が機関、団体、企業、事業及びその他の単位を取材するには、中華人民共和国外交部新聞司の要求に従い、事前に関係当局に申請を提出し、同意を得て、始めて取材ができる。

第十条 常駐記者は中国税法の規定に従い、現地の税務機関で納税登録手続きを行い、規定に合わせて納税すべきである。

第十一条 常駐記者が事務、生活用品及び交通手段を輸入するには、中国税関で申告、納税などの関連手続きを行うべきである。

上述した輸入物品は、税関の承認を得ずして、無断で販売あるいは、譲渡してはならない。

第十二条 常駐記者の業務活動は正常な取材報道の範囲を超えてはならない。

常駐記者及びその家族の中国における一切の活動および中国国境の出入りは、中国の法律、法令と関連規定を遵守すべきである。法に違反すれば、中国の関係主管機関が法律に基づいて処理する。

第十三条 本規定が定めない事項は、中国の関連法律、法令と規定に基づいて行うべきである。

第十四条 本規定は公布された日から施行する。

(訳者・整理：蔡昕悦)

(2) 外国記者和外国常駐新聞機構管理條例 (1990年1月11日)

(原文)

外国記者和外国常駐新聞機構管理條例

国务院令 第47号发布 1990年1月11日国务院第五十三次常务会议通过

第一条 为了促进国际交往和信息传播，管理外国記者和外国常駐新聞機構在中国境内的活动，便

利其开展业务，制定本条例。

第二条 本条例适用于外国常驻记者、外国短期采访记者（外国常驻记者和外国短期采访记者统称外国记者）和外国常驻新闻机构。

外国常驻记者，是指依照本条例由外国新闻机构派遣常驻中国六个月以上、从事新闻采访报道业务的职业记者。

外国短期采访记者，是指依照本条例来中国六个月以内、从事新闻采访报道业务的职业记者。

外国常驻新闻机构，是指依照本条例由外国新闻机构在中国境内设立，从事新闻采访报道业务并有一名或者一名以上人员的分支机构。

第三条 中华人民共和国政府依法保障外国记者和外国常驻新闻机构的合法权益，并为其正常业务活动提供方便。

外国记者和外国常驻新闻机构必须遵守中华人民共和国的法律、法规。

第四条 中华人民共和国外交部（以下简称外交部）是外国记者和外国常驻新闻机构的主管部门。

第五条 外国新闻机构派遣常驻记者，应当向外交部新闻司（以下简称新闻司）提出申请。申请书应当由该机构总部负责人签署，并包括以下内容和文件：

- （一）该新闻机构基本情况；
- （二）派遣记者的姓名、性别、年龄、国籍、职别、履历、常驻地区；
- （三）派遣记者的职业记者证明文件。

两个或者两个以上外国新闻机构派遣同一名常驻记者的，应当依照前款规定分别履行申请手续，并在各自申请书中注明该记者所兼任的记者身份。

第六条 派遣常驻记者的申请经批准后，该记者应当在抵达中国后七天内，持该机构总部负责人签署的委任书和本人护照，到新闻司办理注册手续，领取《外国记者证》。

驻北京以外地区的外国常驻记者，应当在抵达中国后七天内，到新闻司委托的地方人民政府外事办公室（以下简称新闻司委托的机关）办理前款规定的手续。

第七条 外国新闻机构设立常驻新闻机构，应当向新闻司提出申请。申请书应当由该机构法定代表人签署，并包括以下内容和文件：

- （一）该新闻机构基本情况；
- （二）在中国境内设立机构的名称、常驻地区、业务范围、人数、负责人及其他人员的姓名、性别、年龄、国籍、职别、履历；
- （三）该新闻机构本国注册证书副本。

第八条 设立常驻新闻机构的申请经批准后，该常驻新闻机构负责人应当在抵达中国后七天内，持外国新闻机构法定代表人签署的委任书和本人及其他人员的护照到新闻司办理注册手续，领取《外国常驻新闻机构证》。

驻北京以外地区的外国常驻新闻机构，其负责人应当在抵达中国后七天内，到新闻司委托的机关办理前款规定的手续。

第九条 外国常驻记者离开中国一个月以上六个月以内，其派遣机构要求派遣代任记者的，应当由该机构总部负责人事先向新闻司或者新闻司委托的机关提出书面申请，并附具代任记者的姓名、性别、年龄、国籍、职别、履历和职业记者的证明文件。代任记者经批准并办理证件后，方可从事业务活动。

第十条 外国常驻记者应当每满一年到新闻司或者新闻司委托的机关办理一次《外国记者证》送验、延期手续。无正当理由逾期三十天不办理送验、延期手续的，自行丧失外国常驻记者资格。

外国常驻新闻机构更换负责人、增减人员或者作其他重大变更，应当向新闻司提出申请，经批准并办理变更注册手续。

第十一条 外国记者随国家元首、政府首脑或者外交部长来中国访问，应当由该国外交部事先统一向中国外交部申请并经批准。

第十二条 外国短期采访记者、记者团组到中国采访报道，应当向中国驻外使领馆或者中国国内有关部门提出申请，经批准后，到中国驻外使领馆或者外交部授权的签证机关办理签证。

应中国国内单位邀请的外国短期采访记者、记者团组，应当持邀请函电到中国驻外使领馆或者外交部授权的签证机关办理签证。

第十三条 外国短期采访记者在中国境内的采访活动由接待单位负责安排、提供协助。

外国短期采访记者因正当理由需要延长采访时间的，须经接待单位同意并按规定办理延长签证手续。

第十四条 外国记者和外国常驻新闻机构应当在注册的业务范围或者商定的采访计划内进行业务活动。

外国记者和外国常驻新闻机构应当遵守新闻职业道德，不得歪曲事实、制造谣言或者以不正当手段采访报道。

外国记者和外国常驻新闻机构不得进行与其身份和性质不符或者危害中国国家安全、统一、社会公共利益的活动。

第十五条 外国记者采访中国的主要领导人，应当通过新闻司提出申请，并经同意；外国记者采访中国的政府部门或者其他单位，应当通过有关外事部门申请，并经同意。

外国记者赴中国开放地区采访，应当事先征得有关省、自治区、直辖市人民政府外事办公室同意；赴中国非开放地区采访，应当向新闻司提出书面申请，经批准并到公安机关办理旅行证件。

第十六条 外国常驻记者和外国常驻新闻机构应当依照中国的有关规定，租用房屋设立办公场所。

外国记者和外国常驻新闻机构通过当地外事服务单位可以聘用中国公民担任工作人员或者服务人员；聘用本国或者第三国公民担任工作人员或者服务人员，须经新闻司同意。

第十七条 外国记者和外国常驻新闻机构不得在中国境内架设无线电收发信机和安装卫星通信设备；在中国境内使用对讲机及类似通信设备，须向中国政府通信主管部门提出申请，并经批准。

外国短期采访记者因特殊情况，需要携带和安装卫星通信设备，须向外交部提出申请，并经批准。

第十八条 外国常驻记者应当于离任前三十天书面通知新闻司，并在离境前到新闻司或者新闻司委托的机关注销《外国记者证》。外国常驻新闻机构应当于关闭前三十天通知新闻司，并在关闭后到新闻司或者新闻司委托的机关缴销《外国常驻新闻机构证》。

第十九条 外国记者和外国常驻新闻机构违反本条例规定的，新闻司可以视情节，予以警告、暂停或者停止其业务活动、吊销《外国记者证》或者《外国常驻新闻机构证》。

违反《中华人民共和国外国人入境出境管理法》或者其他法律、法规的，由中国有关主管机关依法处理。

第二十条 除本条例规定的外国记者和外国常驻新闻机构外，其他外国人和机构不得在中国境内从事新闻业务活动。违者由中国公安机关视情节予以相应处罚。

第二十一条 本条例由外交部负责解释。

省、自治区、直辖市可以根据本条例，制定实施办法。

第二十二条 本条例自发布之日起施行。1981年3月9日国务院发布的《中华人民共和国国务院关于管理外国新闻机构常驻记者的暂行规定》同时废止。

(日訳)

外国人記者及び常駐外国報道機関管理条例

(1990年1月11日国务院第53回常務会議で採択)

第1条 国際交流及び情報伝達を促進し、外国人記者及び常駐外国報道機関の中国国内における活動を管理し、その業務展開の便宜を図るため、この条例を定める。

第2条 この条例は、常駐外国人記者、短期取材外国人記者（常駐外国人記者及び短期取材外国人記者を外国人記者と総称する）及び常駐外国報道機関に適用する。

常駐外国人記者とは、この条例に基づき、外国の報道機関が派遣しニュース取材及び報道業務に職業として従事する記者で、中国における常駐期間が6か月以上のものをいう。

短期取材外国人記者とは、この条例に基づき、6か月以内の期間、中国においてニュース取材及び報道業務に職業として従事する記者をいう。

常駐外国報道機関とは、この条例に基づき、外国の報道機関が中国国内に設立し、ニュース取材及び報道業務を行う支社組織で、1名又は1名以上の職員がいるものをいう。

第3条 中華人民共和国政府は、法に従い常駐外国報道機関の合法的権利利益を保障するとともに、その正常な業務活動のために便宜を図る。

外国人記者及び常駐外国報道機関は、中華人民共和国の法律、法規を遵守しなければならない。

第4条 中華人民共和国外交部（以下外交部という）は、外国人記者及び常駐外国報道機関の主管部門である。

第5条 常駐外国報道機関が常駐記者を派遣する場合、外交部新聞司（以下新聞司という）に申請しなければならない。申請書は、当該機関の本社の責任者が署名するとともに、次に掲げる内容及び書類を含むものでなければならない。

- (1) 当該報道機関の基本状況
- (2) 派遣する記者の姓名、性別、年齢、国籍、職種、履歴及び常駐する地区
- (3) 派遣する記者の記者としての職業証明書類

2社又は2社以上の外国の報道機関が、同一の常駐記者を派遣する場合は、前項の規定に従い、個別に申請手続きを行うとともに、それぞれの申請文書に、当該記者が兼任する記者の身分を明記しなければならない。

第6条 常駐記者の派遣申請が認可を得た後、当該記者は、中国に到着後7日以内に、当該機関の本社の責任者の署名がある委任状及び本人の旅券を持参のうえ新聞司に赴き、登録手続きを行い、外国人記者証を受け取らなければならない。

北京以外の地区に常駐する常駐外国人記者は、中国に到着後7日以内に、新聞司が委託する地方人民政府の外事弁公室（以下新聞司の委託する機関という）に赴き、前項に定める手続きを行わな

ければならない。

第7条 外国の報道機関が常駐の報道機関を設立する場合、新聞司に申請しなければならない。申請書は、当該機関の本社の法定代表者が署名するとともに、次に掲げる内容及び書類を含むものでなければならない。

(1) 当該報道機関の基本状況

(2) 中国国内に設立する機関の名称、常駐地区、業務範囲、人数、責任者及びその他の職員の姓名、性別、年齢、国籍、業種、履歴

(3) 当該報道機関の本国における登録証明書類の副本

第8条 常駐報道機関の設立申請が認可を得た後、当該報道機関の責任者は中国に到着後7日以内に、外国報道機関の法定代表者が署名した委任状並びに本人及びその他の職員の旅券を持参のうえ新聞司に赴き、登録手続きを行い、常駐外国報道機関証を受け取らなければならない。

北京以外の地区に常駐する常駐外国報道機関は、その責任者が中国に到着後7日以内に、新聞司が委託する機関に赴き、前項に定める手続きを行わなければならない。

第9条 外国人の常駐記者が中国を1か月以上6か月以内の期間離れ、その派遣機関が代理の記者の派遣を必要とする場合、当該機関の本社の責任者は事前に、新聞司が委託する機関に文書により申請するとともに、代理記者の姓名、性別、年齢、国籍、業種、履歴及び記者の身分を証明する書類を添付しなければならない。代理記者は、認可を得て証明手続きを終了後、業務活動に従事することができる。

第10条 常駐外国人記者証が満1年に達したときは、新聞司又は新聞司が委託する機関に赴き、外国人記者証の検収、延長手続きを行わなければならない。正当な理由なく30日を超えて検収、延長手続きを行わないものは、常駐外国人記者の資格を自動的に喪失するものとする。

常駐外国報道機関は、責任者の交替、職員の増減又はその他重大な変更がある場合、新聞司に申請し、認可を得た後、登録変更手続きを行わなければならない。

第11条 外国人記者が、国家元首、政府首脳又は外交部長に随行して中国を訪問する場合、当該国の外交部が、事前に中国の外交部に一括して申請し、認可を得なければならない。

第12条 短期取材外国人記者及び記者団が中国で取材及び報道する場合、中国の在外大使館若しくは領事館又は中国国内の関係部門に申請し、認可を得た後、中国の在外大使館若しくは領事館又は外交部が授権する査証取扱い機関に赴き、査証手続きを行わなければならない。

中国国内の組織の招請により短期取材する外国人記者及び記者団は、招請状を持参し中国の在外大使館若しくは領事館又は外交部が授権する査証取扱い機関に赴き、査証手続きを行わなければならない。

第13条 短期取材外国人記者が中国国内で行う取材活動については、招待組織が責任を持って手配し、協力する。

短期取材外国人記者が、正当な理由により取材期間の延長を必要とする場合は、招待組織の同意を得るとともに、規定により査証の延長手続きを行わなければならない。

第14条 外国人記者及び常駐外国報道機関は、登録した業務範囲又は合意した取材計画内で、業務を行わなければならない。

外国人記者及び常駐外国報道機関は、報道を職業とするものの道徳を遵守し、事実を歪曲し、誣

言を捏造し、又は不当な手段を用いて取材してはならない。

外国人記者及び常駐外国報道機関は、その身分及び性格にふさわしくない並びに中国の国家的安全、統一及び社会の公共利益を害する行動を行ってはならない。

第15条 外国人記者が、中国の主要指導者を取材する場合は、新聞司を通して申請するとともに、同意を得なければならない。外国人記者が中国の政府部門又はその他の組織を取材する場合は、関係外事部門を通して申請するとともに、同意を得なければならない。

外国人記者が、中国の開放地区に取材に赴く場合は、事前に関係の省、自治区及び直轄市人民政府の外事弁公室の同意を得なければならない。中国の非開放地区に取材に赴く場合は、新聞司に文書により申請し、認可を得るとともに、公安機関に赴き、旅行証明書の手続きをしなければならない。

第16条 常駐外国人記者及び常駐外国報道機関が家屋を賃借して事務所とする場合、中国の関係規定に依拠しなければならない。

外国人記者及び常駐外国報道機関は、常駐地区の外事服務組織を通して、業務人員として又は服務員として、中国公民を採用することができる。本国又は第3国の公民を業務人員又は服務員として採用する場合は、新聞司の同意を得なければならない。

第17条 外国人記者及び常駐外国報道機関は、中国国内に無線受発信機を設置し及び衛星通信設備を据え付けてはならない。中国国内でトランシーバー及び同種の通信設備を使用する場合は、中国政府の通信主管部門に申請するとともに認可を得なければならない。

短期取材外国人記者が、特殊な条件下で、衛星通信設備を携帯し及び据え付ける必要がある場合は、外交部に申請するとともに認可を得なければならない。

第18条 常駐外国人記者は、離任の30日前までに文書で新聞司に通知するとともに、出国までに新聞司又は新聞司が委託する機関に赴き、外国人記者証の無効手続きを行わなければならない。常駐外国報道機関は、閉鎖の30日前までに新聞司に通知するとともに、閉鎖後、新聞司又は新聞司が委託する機関に赴き、常駐外国報道機関証を返却し廃棄しなければならない。

第19条 外国人記者及び常駐外国報道機関が、この条例の規定に違反した場合、新聞司は、情状により、警告し、業務活動を一時停止又は停止させ、外国人記者証又は常駐外国報道機関証を没収することができる。

中華人民共和国外国人出入国管理法又はその他の法律、法規に違反した者は、中国の関係主管機関が法に従い処理する。

第20条 この条例に規定する常駐外国人記者及び常駐外国報道機関以外のその他の外国人及び機関は、中国国内で報道業務に従事してはならず、違反した者は、中国の公安機関が情状により処罰する。

第21条 この条例の解釈については、外交部が責任を負う。

省、自治区、直轄市は、この条例に基づき、実施弁法を制定することができる。

第22条 この条例は、公布の日から施行する。1981年3月9日に國務院が公布した「外国報道機関の常駐記者の管理に関する中華人民共和國國務院の暫定規定」は同時に廃止する。

(富窪 高志「中国に常駐する外国人記者の取材活動について」『外国の立法』239 (2009.3))

pp.126-128)

(3) 中华人民共和国外国常驻新闻机构和外国记者采访条例 (2008 年 10 月 17 日)

(原文)

中华人民共和国外国常驻新闻机构和外国记者采访条例

第一条 为了便于外国常驻新闻机构和外国记者在中华人民共和国境内依法采访报道, 促进国际交往和信息传播, 制定本条例。

第二条 本条例所称外国常驻新闻机构, 是指外国新闻机构在中国境内设立、从事新闻采访报道业务的分支机构。

本条例所称外国记者包括外国常驻记者和外国短期采访记者。外国常驻记者是指由外国新闻机构派遣, 在中国境内常驻 6 个月以上、从事新闻采访报道业务的职业记者; 外国短期采访记者是指在中国境内停留期不超过 6 个月、从事新闻采访报道业务的职业记者。

第三条 中国实行对外开放的基本国策, 依法保障外国常驻新闻机构和外国记者的合法权益, 并为其依法从事新闻采访报道业务提供便利。

第四条 外国常驻新闻机构和外国记者应当遵守中国法律、法规和规章, 遵守新闻职业道德, 客观、公正地进行采访报道, 不得进行与其机构性质或者记者身份不符的活动。

第五条 中华人民共和国外交部 (以下简称外交部) 主管外国常驻新闻机构和外国记者事务。国务院新闻办公室和其他部门在各自职责范围内负责外国常驻新闻机构和外国记者有关事务。

地方人民政府外事部门受外交部委托, 办理本行政区域内外国常驻新闻机构和外国记者事务。地方人民政府新闻办公室和其他部门在各自职责范围内负责本行政区域内外国常驻新闻机构和外国记者有关事务。

第六条 外国新闻机构在中国境内设立常驻新闻机构、向中国派遣常驻记者, 应当经外交部批准。

第七条 外国新闻机构申请在中国境内设立常驻新闻机构, 应当直接或者通过中国驻外使领馆向外交部提交以下材料:

- (一) 由该新闻机构总部主要负责人签署的书面申请;
- (二) 该新闻机构情况介绍;
- (三) 拟设立机构的负责人、拟派遣的常驻记者以及工作人员情况介绍;
- (四) 该新闻机构在所在国设立的证明文件副本。

第八条 在中国境内设立常驻新闻机构的申请经批准后, 该常驻新闻机构负责人应当自抵达中国之日起 7 个工作日内, 持本人护照到外交部办理外国常驻新闻机构证; 其中, 驻北京市以外地区的常驻新闻机构, 其负责人应当自抵达中国之日起 7 个工作日内, 持本人护照到外交部委托的地方人民政府外事部门办理外国常驻新闻机构证。

第九条 外国新闻机构申请向中国派遣常驻记者, 应当直接或者通过中国驻外使领馆向外交部提交以下材料:

- (一) 由该新闻机构总部负责人签署的书面申请;
- (二) 拟派遣记者情况介绍;

(三) 拟派遣记者在所在国从事职业活动的证明文件副本。

两个以上外国新闻机构派遣同一名常驻记者的，应当依照前款规定分别办理申请手续，并在各自的书面申请中注明该记者所兼职的外国新闻机构。

第十条 向中国派遣常驻记者的申请经批准后，被派遣的外国记者应当自抵达中国之日起7个工作日内，持本人护照到外交部办理外国常驻记者证；其中，驻北京市以外地区的常驻记者，应当自抵达中国之日起7个工作日内，持本人护照到外交部委托的地方人民政府外事部门办理外国常驻记者证。

外国记者办理外国常驻记者证后，应当到居住地公安机关办理居留证。

第十一条 外国常驻新闻机构变更机构名称、常驻地区等事项，应当向外交部提交书面申请，经批准后办理变更手续。

外国常驻新闻机构变更负责人、办公地址等事项，应当在变更后7个工作日内书面告知外交部；其中，驻北京市以外地区的常驻新闻机构变更负责人、办公地址等事项，应当在变更后7个工作日内书面告知外交部委托的地方人民政府外事部门。

第十二条 外国常驻记者证有效期届满需要延期的，外国常驻记者应当提前向外交部或者外交部委托的地方人民政府外事部门提出申请，办理延期手续；逾期不办理的，视为自动放弃外国常驻记者资格，其外国常驻记者证将被注销。

第十三条 外国常驻新闻机构拟终止业务的，应当在终止业务30日前告知外交部，并自终止业务之日起7个工作日内到外交部或者外交部委托的地方人民政府外事部门办理外国常驻新闻机构证及其常驻记者的外国常驻记者证注销手续。

外国常驻新闻机构连续10个月以上无常驻记者，视为该机构已经自动终止业务，其外国常驻新闻机构证将被注销。

外国常驻记者在中国境内居留时间每年累计少于6个月的，其外国常驻记者证将被注销。

外国常驻新闻机构应当在其常驻记者离任前到外交部或者外交部委托的地方人民政府外事部门办理该记者外国常驻记者证注销手续。

第十四条 外国常驻新闻机构证、外国常驻记者证被注销后，应当向社会公布。

外国常驻记者证被注销的记者，其记者签证自注销之日起10日后自动失效。

外国常驻记者证被注销的记者，应当自外国常驻记者证被注销之日起10日内持相关证明，到居住地公安机关申请办理签证或者居留证变更登记。

第十五条 外国记者常驻或者短期采访，应当向中国驻外使领馆或者外交部授权的签证机构申请办理记者签证。

第十六条 外国记者随国家元首、政府首脑、议长、王室成员或者高级政府官员来中国访问，应当由该国外交部或者相关部门向中国驻外使领馆或者外交部授权的签证机构统一申请办理记者签证。

第十七条 外国记者在中国境内采访，需征得被采访单位和个人的同意。

外国记者采访时应当携带并出示外国常驻记者证或者短期采访记者签证。

第十八条 外国常驻新闻机构和外国记者可以通过外事服务单位聘用中国公民从事辅助工作。外事服务单位由外交部或者外交部委托的地方人民政府外事部门指定。

第十九条 外国常驻新闻机构和外国记者因采访报道需要，在依法履行报批手续后，可以临时进口、设置和使用无线电通信设备。

第二十条 外国人未取得或者未持有有效的外国常驻记者证或者短期采访记者签证，在中国境内从

事新闻采访报道活动的，由公安机关责令其停止新闻采访报道活动，并依照有关法律予以处理。

第二十一条 外国常驻新闻机构和外国记者违反本条例规定的，由外交部予以警告，责令暂停或者终止其业务活动；情节严重的，吊销其外国常驻新闻机构证、外国常驻记者证或者记者签证。

第二十二条 外国常驻新闻机构和外国记者违反中国其他法律、法规和规章规定的，依法处理；情节严重的，由外交部吊销其外国常驻新闻机构证、外国常驻记者证或者记者签证。

第二十三条 本条例自2008年10月17日起施行。1990年1月19日国务院公布的《外国记者和外国常驻新闻机构管理条例》同时废止。

(日訳)

中華人民共和国常駐外国報道機関及び外国人記者取材条例

2008/10/18

第1条 常駐外国報道機関及び外国人記者の中華人民共和国内での法に基づく取材・報道の便宜をはかり、国際交流と情報伝達を促進するため、この条例を定める。

第2条 この条例で常駐外国報道機関とは、外国の報道機関が中国国内に設立し、ニュース取材・報道業務に従事する出先機関をいう。

この条例でいう外国人記者には常駐外国人記者と短期取材外国人記者を含む。常駐外国人記者とは外国の報道機関によって派遣され、中国国内に6カ月以上常駐し、ニュース取材・報道業務に携わる職業記者をいう。短期取材外国人記者とは、中国国内の滞在期間が6カ月を超えず、ニュース取材・報道業務に携わる職業記者をいう。

第3条 中国は対外開放の基本国策をとり、法律に基づいて常駐外国報道機関及び外国人記者の合法的権利・利益を保障するとともに、それらが法に基づいてニュース取材・報道業務に従事するための便宜をはかる。

第4条 常駐外国報道機関及び外国人記者は中国の法律、法規と規則を順守し、報道の職業道徳を順守し、客観的、公正に取材・報道を行わなければならない、その機関の性格又は記者の身分にふさわしくない活動をしてはならない。

第5条 中華人民共和国外交部（以下「外交部」と略称）は常駐外国報道機関及び外国人記者に関する事務を主管する。國務院新聞〈訳註報道〉弁公室その他の省庁は、それぞれの職責の範囲内で常駐外国報道機関及び外国人記者に関連する事務を担当する。

地方人民政府の外事部局は外交部の委託を受けて、当該行政区域内の常駐外国報道機関及び外国人記者に関する事務を処理する。地方人民政府の新聞弁公室その他の部局はそれぞれの職責の範囲内で、当該行政区域内の常駐外国報道機関及び外国人記者に関連する事務を担当する。

第6条 外国の報道機関は中国国内に常駐報道機関を設立し、中国に常駐記者を派遣するときは、外交部の認可を受けなければならない。

第7条 外国の報道機関は中国国内に常駐報道機関の設立を申請するときは、直接に又は中国の在外公館を通じて、外交部に以下の資料を提出しなければならない。

- (1) その報道機関本社の主要責任者が署名した申請書
- (2) その報道機関の紹介

(3) 設立しようとする機関の責任者、派遣しようとする常駐記者及び職員の紹介

(4) その報道機関が所在国に設立されていることを証明する文書の副本

第8条 中国国内に常駐報道機関を設立する申請が認可された場合、その常駐報道機関の責任者は中国に到着した日から7業務日以内に、外交部で本人の旅券を示して常駐外国報道機関証の手続きをとらなければならない。うち北京市以外の地区にある常駐報道機関の責任者は、中国に到着した日から7業務日以内に、外交部が委託した地方人民政府の外事部局に本人の旅券を示して常駐外国報道機関証の手続きをとらなければならない。

第9条 外国の報道機関は中国への常駐記者の派遣を申請するときは、直接に又は中国の在外公館を通じて外交部に以下の資料を提出しなければならない。

(1) その報道機関本社の責任者が署名した申請書

(2) 派遣しようとする記者の紹介

(3) 派遣しようとする記者が所在国で職業活動に携わっていることを証明する文書の副本

二つ以上の外国の報道機関が同一人の常駐記者を派遣するときには、前項の規定によってそれぞれ申請手続きをとるとともに、それぞれの申請書にその記者が兼職している外国の報道機関を注記しなければならない。

第10条 中国への常駐記者派遣の申請が認可された場合、派遣される外国の記者は中国に到着した日から7業務日以内に、外交部で本人の旅券を示して常駐外国人記者証の手続きをとらなければならない。うち北京市以外の地区にいる常駐記者は、中国に到着した日から7業務日以内に、外交部が委託した地方人民政府の外事部局に本人の旅券を示して常駐外国人記者証の手続きをとらなければならない。

外国人記者は常駐外国人記者証の手続きをとった後、居住地の公安機関で居留証の手続きをとらなければならない。

第11条 常駐外国報道機関が機関の名称、常駐地区などの事項を変更するときは、外交部に申請書を提出し、認可を受けた後変更の手続きをとらなければならない。

常駐外国報道機関は責任者、事務所所在地などの事項を変更するときは、変更後7業務日以内に外交部に書面で告知しなければならない。うち北京市以外の地区の常駐報道機関が責任者、事務所所在地などの事項を変更するときは、変更後7業務日以内に、外交部が委託した地方人民政府の外事部局に書面で告知しなければならない。

第12条 常駐外国人記者証の有効期間が満了し、延長する必要があるときには、常駐外国人記者は事前に外交部又は外交部が委託した地方人民政府の外事部局に申請し、期間延長の手続きをとらなければならない。期間が過ぎても手続きをしないときには、常駐外国人記者の資格を自動的に放棄したものとみなされ、その常駐外国人記者証は取り消される。

第13条 常駐外国報道機関が業務を終了しようとするときには、業務終了の30日以前に外交部に告知し、かつ業務終了の日から7業務日以内に外交部又は外交部が委託した地方人民政府の外事部局で常駐外国報道機関証とその常駐記者の常駐外国人記者証の取り消し手続きをとらなければならない。

常駐外国報道機関に10カ月以上連続して常駐記者がいないときは、同機関はすでに業務を自動的に終了したものとみなされ、その常駐外国報道機関証は取り消される。

常駐外国人記者の中国滞在期間が毎年累計で6カ月より少ないときには、その常駐外国人記者証は取り消される。

常駐外国報道機関はその常駐記者の離任に先立ち、外交部又は外交部が委託した地方人民政府の外事部局で同記者の常駐外国人記者証の取り消し手続きをとらなければならない。

第14条 常駐外国報道機関証、常駐外国人記者証が取り消されたときは、一般に公表しなければならない。

常駐外国人記者証を取り消された記者の記者査証は取り消しの日から10日後自動的に効力を失う。

常駐外国人記者証を取り消された記者は、記者証取り消しの日から10日以内に、居住地の公安機関で関係の証明を示して、査証又は居留証の変更登録を申請し、手続きをとらなければならない。

第15条 外国人記者が常駐し又は短期取材するときは、中国の在外公館又は外交部が権限を与えたビザ発給機関に申請して、記者査証の手続きをとらなければならない。

第16条 外国人記者が国家元首、政府首脳、議長、王族又は政府高官に随行して中国を訪問するときは、その国の外交部又は関係省庁が中国の在外公館又は外交部が権限を与えたビザ発給機関に統一的に申請して、記者査証の手続きをとらなければならない。

第17条 中国国内で取材をする外国人記者は、取材される単位〈事業所〉及び個人の同意を得る必要がある。

外国人記者は取材にあたって、常駐外国人記者証又は短期取材記者査証を携帯しかつ提示しなければならない。

第18条 常駐外国報道機関及び外国人記者は外事服務単位を通じて、補助業務に携わる中国公民を採用することができる。外事服務単位は外交部又は外交部が委託した地方の人民政府の外事部局によって指定される。

第19条 常駐外国報道機関と外国人記者は取材・報道上必要がある場合、法に基づく許可手続きをとった後、無線通信設備を臨時に輸入し、設置し及び使用することができる。

第20条 外国人が有効な常駐外国人記者証又は短期取材記者査証を取得せず又は所持しないで、中国国内でニュースの取材・報道活動をしたときには、公安機関がニュース取材・報道活動の中止を命じるとともに、関係の法律によって処分をする。

第21条 常駐外国報道機関及び外国人記者がこの条例の規定に違反したときには、外交部が警告を与え、その業務活動の一時停止又は終了を命じる。情状が重いときは、常駐外国報道機関証、常駐外国人記者証又は記者査証を取り上げる。

第22条 常駐外国報道機関及び外国人記者が中国の他の法律、法規及び規則・規定に違反したときには、法によって処分する。情状が重いときは、外交部が常駐外国報道機関証、常駐外国人記者証又は記者査証を取り上げる。

第23条 この条例は2008年10月17日から施行する。1990年1月19日に国務院が公布した「外国人記者及び常駐外国報道機関管理条例」は同時に廃止する。

(4) 北京奥运会及其筹备期间外国记者在华采访规定（2006年12月1日）

(原文)

北京奥运会及其筹备期间外国记者在华采访规定

第一条 为了便于北京奥运会及其筹备期间外国记者在中国境内依法采访报道，传播和弘扬奥林匹克精神，制定本规定。

第二条 北京奥运会及其筹备期间，外国记者在中国境内采访报道北京奥运会及相关事项适用本规定。

本规定所称北京奥运会是指第29届奥林匹克运动会和第13届残疾人奥林匹克运动会。

第三条 外国记者来华采访，应当向中国驻外使领馆或者外交部授权的签证机构申请办理签证。

持奥林匹克身份注册卡的外国记者，在奥林匹克身份注册卡的有效期限内免办签证，凭奥林匹克身份注册卡、有效护照或者其他旅行证件多次入出中华人民共和国国境。

第四条 外国记者来华采访所携带的合理数量的自用采访器材可以免税入境，有关器材应当在采访活动结束后复运出境。

外国记者办理自用采访器材免税入境的，应当到中国驻外使领馆办理由器材确认函，入境时凭器材确认函和J-2签证办理通关手续；持奥林匹克身份注册卡的外国记者，可以凭第29届奥林匹克运动会组织委员会出具的器材确认函办理通关手续。

第五条 外国记者因采访报道需要可以在履行例行报批手续后，临时进口、设置、使用无线电通信设备。

第六条 外国记者在华采访，只需征得被采访单位和个人的同意。

第七条 外国记者可以通过外事服务单位聘用中国公民协助采访报道工作。

第八条 北京奥运会外国记者服务指南由第29届奥林匹克运动会组织委员会依据本规定制定。

第九条 本规定自2007年1月1日起施行，2008年10月17日自行废止。

(日訳)

北京オリンピック及び準備期間中の外国人記者の中国取材に関する規定

2006/12/01

第1条 北京オリンピック及び準備期間中に、外国人記者が中国国内で法に従って取材・報道をし、オリンピック精神を伝え広める際の便宜を図るため、この規定を定める。

第2条 北京オリンピック及び準備期間中、外国人記者が中国国内で北京オリンピック及び関連事項を取材、報道するときは、この規定を適用する。

この規定で北京オリンピックとは、第29回オリンピック競技大会及び第13回パラリンピック競技大会をいう。

第3条 中国で取材をしようとする外国人記者は、中国の在外大使館・領事館又は外交部が権限を与えた査証（ビザ）機関で査証の申請をしなければならない。

オリンピックIDカードを所持する外国人記者は、カードの有効期間中、査証が免除され、オリ

ンピック I Dカード、有効な旅券又はその他の旅行証明書を示して中華人民共和国国境を数次にわたり出入りすることができる。

第4条 中国で取材をする外国人記者が携帯する合理的な数の自用のための取材器材は免税によって持ち込むことができる。ただしそれらの器材は取材活動終了後、再び持ち帰らなければならない。

外国人記者が自用のための取材器材を免税で持ち込もうとするときは、中国の在外大使館・領事館で器材確認書の手続きをとり、入国時に器材確認書及びJ-2査証を示して通関手続きをとらなければならない。オリンピック I Dカードを所持する外国人記者は、第29回オリンピック競技大会組織委員会が発行する器材確認書を示して通関手続きをとることができる。

第5条 外国人記者は取材・報道のために必要な場合、通常の許可手続きをとって、無線通信設備を一時的に持ち込み、設置し、使用することができる。

第6条 中国で取材をしようとする外国人記者は、取材される団体又は個人の同意を得るだけでよい。

第7条 外国人記者は外事サービス機関を通じて、取材・報道活動に協力する中国公民を採用することができる。

第8条 北京オリンピック外国人記者メディア・ガイドは第29回オリンピック競技大会組織委員会がこの規定に基づいて定める。

第9条 この規定は2007年1月1日から実施し、2008年10月17日に自動的に廃止する。

(中華人民共和国駐日本国大使館 <http://www.china-embassy.or.jp>)

3. 外国報道機関の中国における報道活動

外国のメディアに発表、掲載された情報を直接翻訳した記事を載せる『参考消息』を除き、中国においてマスメディアに現れる外国報道機関のニュースは全て新華社を通じて流されている。こうした規制は中華人民共和国成立前後における中国共産党の「帝国主義通信社」に対する対処方針から出発している。既述した「帝国主義通信社の電信を処理する方法に対する規定」の冒頭にある「帝国主義国家の通信社は帝国主義が反動宣伝を行う最も重要な武器の一つであり、これらの通信社の電信をわが人民政府の下では、決して自由に伝播させてはならない。」という文言がそれを象徴している。また、現在では主権国家としての中華人民共和国はその情報にも主権があるとする主権の概念から派生した情報主権という考えによって情報の管理が強化されている。

国務院弁公庁から1995年12月31日に出された「外国通信社及びその所属情報機関が中国域内で経済情報を配信することに対し、新華通信社に権限を与え、集中管理を実行することに関する通知」は国家の主権を擁護し、国内の経済情報ユーザーの合法的な権益を保護し、我が国の経済情報事業の健全な発展を促すため、国務院は新華通信社に外国通信社及びその所属情報機関が中国域内で経済情報を配信することに集中管理を実行する権限を授ける。」として、新華社が外国通信社の中国域内における経済情報発信を管理することについて10項目を挙げた。

翌1996年4月15日にはこの「通知」に基づき「外国通信社及びその所属情報機関が中国域内で

経済情報を配信することについての管理弁法」が公布された。その「第一条」には「国家主権を擁護し、国内の経済情報ユーザーの合法的權益を保護し、我が国の経済情報事業の健全な発展を促すため、國務院弁公室の『外国通信社及びその所属情報機関が中国域内で経済情報を配信することに対し、新華通信社に権限を与え、集中管理を実行することに関する通知』に基づき、本弁法を制定する。」として制定の理由を述べるとともに、「第二条」に「その合資、単独資本会社あるいは代行会社委託を含む外国通信社及びその所属情報機関が、中国域内で経済情報を配信することについては新華通信社により、集中管理が実行される。新華通信社渉外情報管理センターは集中管理の業務を具体的に引き受ける。」として、具体的には「新華通信社渉外情報管理センター」（新华通讯社涉外信息管理中心）が関連業務を担うことを明記した。

その後、2006年9月10日に公布された「外国通信社が中国域内でニュース情報を配信することに関する管理弁法」では関連業務を担うとされていた「新華通信社渉外情報管理センター」が消え、「第三条 新華通信社は外国通信社が中国域内でニュース情報を配信することに対して統一的な管理を実行する。」とあるのみで、関連業務を具体的に担当する部署は明記されていない。

この「管理弁法」には「十一条」に「外国通信社が中国域内で発信するニュース情報には、以下に列挙した内容を含んではならない。」として、新華社の管理以前に、外国通信社が中国域内で伝える情報に下記の10項目の禁止事項を提示した。

1. 『中華人民共和国憲法』に確定された基本原則に違反するもの。
2. 中国の国家統一、主権と領土保全を破壊するもの。
3. 中国の国家安全と国家榮譽、利益に危害を加えるもの。
4. 中国の宗教政策に違反し、邪教、迷信を喧伝するもの。
5. 民族の怨恨と民族差別を扇動する、民族の団結を破壊する、民族の風俗習慣を侵害する、民族の感情を傷つけるもの。
6. 虚偽の情報を巻き散らし、中国の経済、社会秩序を乱し、中国の社会の安定を破壊するもの。
7. わいせつ、暴力を喧伝し、あるいは犯罪を教唆するもの。
8. 他人を侮辱、誹謗し、他人の合法的な權益を侵害するもの。
9. 社会公衆道徳あるいは中華民族の優秀な文化伝統に危害を与えるもの。
10. 中国の法律、行政法規の禁止するその他の内容。

(1) 国务院办公厅关于授权新华通讯社对外国通讯社及其所属信息机构在中国境内发布经济信息实行归口管理的通知（1995年12月31日）

(原文)

国务院办公厅关于授权新华通讯社对外国通讯社及其所属信息机构在中国境内发布经济信息实行归口管理的通知

(1995年12月31日)

为维护国家主权、保护国内经济信息用户的合法权益、促进我国经济信息事业的健康发展、国务院

授权新华通讯社对外国通讯社及其所属信息机构在中国境内发布经济信息实行归口管理。现将有关事项通知如下：

一、外国通讯社及其所属信息机构在中国境内开展经济信息业务，需向新华通讯社提出申请。新华通讯社应根据本通知和国家有关规定对申请者及其发布经济信息的品种进行审批。

二、对经审核批准的外国通讯社及其所属信息机构，由新华通讯社统一组织与其签订有关在中国境内发布经济信息的各项协议并确定收费标准。

三、外国通讯社及其所属信息机构不得在中国境内直接发展经济信息用户，也不得以合资、独资公司或通过代理公司等形式在中国境内直接发展经济信息用户。

四、外国通讯社及其所属信息机构向中国用户发布的信息中，如有借此进行为中国法律、法规所不允许的活动以及对我国进行诬蔑诽谤、有损我国国家利益的内容，由新华通讯社会同有关部门对发布机构依法处理。

五、各级政府部门及各企业、事业单位订购外国通讯社及其所属信息机构的经济信息，均需到新华通讯社办理登记手续。任何部门、单位不得直接向外国通讯社及其所属信息机构订购经济信息。

六、新华通讯社对外国通讯社及其所属信息机构在中国境内发布经济信息实行归口管理后，要采取切实有效的措施，确保用户接收经济信息的时效性和可靠性。

七、此通知发布前已在中国境内发展用户的外国通讯社及其所属信息机构，须在本通知发布后3个月内向新华通讯社补办审批手续。

八、此通知发布前已向外国通讯社及其所属信息机构订购经济信息的部门、单位，须在本通知发布后3个月内向新华通讯社补办登记手续。

九、台湾、香港、澳门地区的通讯社及其所属信息机构在我境内发布经济信息由新华通讯社参照上述规定实施归口管理。

十、实施本通知的具体办法由新华通讯社依据本通知和国家有关规定制定并公布实施。

(日訳)

国務院弁公庁の外国通信社及びその所属情報機関が中国域内で経済情報を配信することに対し、新華通信社に権限を与え、集中管理を实行することに関する通知（1995年12月31日）

国家の主権を擁護し、国内の経済情報ユーザーの合法的な權益を保護し、我が国の経済情報事業の健全な発展を促すため、国務院は新華通信社に外国通信社及びその所属情報機関が中国域内で経済情報を配信することに集中管理を实行する権限を授ける。ここに、関係事項を下記のように通知する。

一、外国通信社及びその所属情報機関が中国域内で経済情報業務を繰り広げるには新華通信社に申請を提出しなければならない。新華通信社は本通知と国家の関係規定に基づき、申請者及び配信する経済情報の種類に対して審査承認を行うべきである。

二、審査承認を得た外国通信社及びその所属情報機関に対しては新華通信社によって、中国域内で経済情報を配信することに関する各種の取り決めが統一的に組織、調印されるとともに、料金の基準を確定する。

三、外国通信社及びその所属情報機関は中国域内で直接経済情報ユーザーを拡大してはならない

し、合資、単独資本の会社あるいは代理会社を通じるなどの形でも中国域内において直接経済情報ユーザーを拡大してはならない。

四、外国通信社及びその所属情報機関が中国ユーザーに配信した情報の中に、もし、それによって中国の法律と法規が許さざるところの活動を行ったり、また、中国に対して中傷、誹謗を行ったり、中国の国家利益を損なう内容があれば、新華通信社は関係部門とともに配信した機関に対して法律に基づいて処置する。

五、各級政府部門及び各企業、事業単位が外国通信社及びその所属情報機関の経済情報を発注する際には、いずれにも新華通信社に行き、登録手続きを行わなければならない。いかなる部門、単位も直接外国通信社及びその所属情報機関に経済情報を発注してはならない。

六、新華通信社は外国通信社及びその所属情報機関が中国域内で経済情報を配信することの集中管理を実施した後、実際に効果的な措置を取り、ユーザーが経済情報を受け取る上での速報性と信頼性を確保しなければならない。

七、本通知が公布される前に、中国域内でユーザーを拡大した外国通信社及びその所属情報機関は、本通知公布後三ヶ月以内に新華通信社で審査承諾補完手続きを済ませなければならない。

八、本通知が公布される前に、外国通信社及びその所属情報機関に経済情報を発注した部門、単位は、本通知公布後三ヶ月以内に新華通信社で登録補完手続きを済ませなければならない。

九、台湾、香港、マカオ地域の通信社及びその所属情報機関が我が域内で経済情報を配信するには、新華通信社によって上述の規定に合わせて、集中管理が行われる。

十、本通知を実施する上での具体的な方法は、新華通信社によって本通知と国家の関係規定に基づいて制定されるとともに、公布、実施される。

(訳者：朱夢倩・整理：蔡昕悦)

(2) 外国通讯社及其所属信息机构在中国境内发布经济信息的管理办法 (1996年4月15日 新华通讯社)

(原文)

外国通讯社及其所属信息机构在中国境内发布经济信息的管理办法

(1996年4月15日 新华通讯社发布)

第一章 总则

第一条 为了维护国家主权，保护国内经济信息用户的合法权益，促进我国经济信息事业的健康发展，根据国务院办公厅《关于授权新华通讯社对外国通讯社及其所属信息机构在外国境内发布经济信息实行归口管理的通知》(以下简称《管理通知》)，制定本办法。

第二条 外国通讯社及其所属信息机构，包括其合资、独资公司或委托代理公司，在中国境内发布经济信息由新华通讯社归口管理。新华通讯社涉外信息管理中心具体承办归口管理工作。

第二章 外国通讯社及其所属信息机构在中国境内发布经济信息的审批

第三条 外国通讯社及其所属信息机构在中国境内发布经济信息必须经新华通讯社审批。申请审批需向新华通讯社涉外信息管理中心提交书面申请。书面申请，需提供下列材料：

- 1、外国通讯社及其所属信息机构合法存在的证明文件；
- 2、播发经济信息的种类及内容简介；
- 3、传播手段及技术服务说明材料；
- 4、各种经济信息的收费标准及收费方法；
- 5、在中国境内开办的经营经济信息公司、合资公司、办事处或委托技术服务公司、代理公司的有关情况。

第四条 已在中国境内发布经济信息的外国通讯社及其所属信息机构，需向新华通讯社涉外信息管理中心补办书面申请，补办申请材料除本办法第三条规定材料外，还需向新华通讯社涉外信息管理中心提供其在中国境内的经济信息用户名称、法定住所及双方签订的合同副本。

第五条 新华通讯社涉外信息管理中心，自收到外国通讯社及其所属信息机构全部申请材料之日起，二十天内对申请作出答复。本办法第三条、第四条所述材料，凡涉及商业机密，新华通讯社涉外信息管理中心应当负责予以保密。

第六条 经新华通讯社批准，允许在中国境内发布经济信息的外国通讯社及其所属信息机构，其发布的信息种类、传播手段、收费标准、收费方法、技术服务方式等内容，需经新华通讯社涉外信息管理中心审核认定。

上述内容如需变更，必须向新华通讯社涉外信息管理中心提交变更书面申请，如调整收费标准，由新华通讯社核报国家计委审批。新华通讯社涉外信息管理中心自收到申请材料之日起，十日内给予答复。

第七条 未经新华通讯社审批的外国通讯社及其所属信息机构，不准在中国境内发布经济信息。

第八条 新华通讯社涉外信息管理中心对外国通讯社及其所属信息机构所发布的各类经济信息进行同步审视，外国通讯社及其所属信息机构需无偿提供接收其经济信息的设备（和相应的技术服务）及在中国境内发布的各类经济信息。

第九条 经批准在中国境内发布经济信息的外国通讯社及其所属信息机构，需向新华通讯社缴纳监管费。监管费缴纳办法另定。

第三章 中国境内用户使用外国通讯社及其所属信息机构经济信息的审批

第十条 中国境内用户使用外国通讯社及其所属信息机构经济信息，必须经新华通讯社审批。自《管理通知》发布之日起，需要使用外国通讯社及其所属信息机构经济信息的单位，必须向新华通讯社涉外信息管理中心申请办理登记手续。凡已订购外国通讯社及其所属信息机构经济信息的用户，必须向新华通讯社涉外信息管理中心申请补办登记手续。需要使用外国通讯社及其所属机构经济信息的单位应提出书面申请，并提供下列材料：

- 1、法人和非法人的证明文件（复印件）；
- 2、申请单位的简要介绍材料；

- 3、订购经济信息种类；
- 4、经济信息使用情况及范围；
- 5、接收经济信息的方式。

第十一条 已订购外国通讯社及其所属信息机构经济信息的用户，在补办登记手续时需提供与外国通讯社及其所属信息机构签订的合同文本（复印件）和法人、非法人的证明文件（复印件）以及法定住所。

第十二条 新华通讯社涉外信息管理中心应当自收到申请材料之日起，十天内对用户所提出的申请作出答复。任何单位未经新华通讯社涉外信息管理中心登记审核，均不得订购外国通讯社及其所属信息机构的经济信息。

第十三条 经批准订购外国通讯社及其所属信息机构经济信息的用户，原则上为最终用户，对所抄收经济信息的使用范围，必须按新华通讯社涉外信息管理中心审核认定的合同执行。

第十四条 中国境内用户向新华通讯社涉外信息管理中心办理登记手续，不缴纳监管费用。

第四章 技术服务

第十五条 涉外信息实行归口管理后，用户原接收信息的设备及方式不变，其技术服务及设备安装仍由外国通讯社及其所属信息机构负责。

第五章 合同管理

第十六条 外国通讯社及其所属信息机构与中国境内的用户必须签订经济合同。合同的内容必须遵守《中华人民共和国合同法》及相关法律、法规的规定。

第十七条 外国通讯社及其所属信息机构与中国境内用户签订的合同，需报新华通讯社涉外信息管理中心审批、备案，方可执行。外国通讯社及其所属信息机构在《管理通知》颁布前与用户已签订合同的，按照本管理办法第四条有关规定，补办审批、备案手续。

第十八条 外国通讯社及其所属信息机构与中国境内的用户签订经济合同，必须向新华通讯社涉外信息管理中心提交合同正本。合同除应具备主要条款外，还必须包括下列内容：

- 1、信息种类；
- 2、信息的收费标准及总额；
- 3、提供信息服务的期限；
- 4、传播、接收信息的方式与技术服务。

第十九条 新华通讯社涉外信息管理中心为此类经济合同的批准机关。当事人双方如变更或解除原合同，其变更需报批准机关批准，其解除应报批准机关备案。对中国境内用户的合同管理，依照本管理办法第十条、第十一条和第十三条的有关规定执行。

第六章 监督管理

第二十条 新华通讯社涉外信息管理中心在同步审视外国通讯社及其所属信息机构所发布的各类信

息中，如发现有《管理通知》第四项所列的内容，新华通讯社将会同有关部门对外国通讯社及其所属信息机构依法处理。对违反本管理办法第三条、第四条、第六条、第七条、第八条、第九条规定的外国通讯社及其所属信息机构，新华通讯社视情节轻重采取取消其在中国境内的部分、全部经济信息发布业务、直到撤消其在中国境内发布经济信息资格等措施。

第二十一条 对违反本办法第十条、第十一条、第十二条第二款、第十三条规定的中国境内用户，新华通讯社视情节轻重采取不予登记、停止其接收外国通讯社及其所属信息机构的经济信息、直至撤消登记等措施。

第七章 附则

第二十二条 台湾、香港、澳门地区的通讯社及其所属信息机构在我境内发布经济信息，参照本管理办法执行。其它信息机构在向中国境内发布的经济信息中若转发外国通讯社及其所属信息机构提供的经济信息，参照本管理办法执行。

第二十三条 新华通讯社涉外信息管理中心根据全国各地的具体情况，设立新华通讯社涉外信息管理中心办事机构，为用户办理登记、审核手续。

第二十四条 本办法由新华通讯社负责解释。

第二十五条 本办法自发布之日起施行。

(日訳)

外国通信社及びその所属情報機関が中国域内で経済情報を配信することについての管理弁法
(1996年4月15日)

第一章 総則

第一条 国家主権を擁護し、国内の経済情報ユーザーの合法的權益を保護し、我が国の経済情報事業の健全な発展を促すため、国务院弁公室の『外国通信社及びその所属情報機関が中国域内で経済情報を配信することに対し、新華通信社に権限を与え、集中管理を実行することに関する通知』(以下『管理通知』に省略する)に基づき、本弁法を制定する。

第二条 その合資、単独資本会社あるいは代行会社委託を含む外国通信社及びその所属情報機関が、中国域内で経済情報を配信することについては新華通信社により、集中管理が実行される。新華通信社涉外情報管理センターは集中管理の業務を具体的に引き受ける。

第二章 外国通信社及びその所属情報機関が中国域内で経済情報を配信することについての審査・承認

第三条 外国通信社及びその所属情報機関が中国域内で経済情報を配信するには、新華通信社の審査・承認を得なければならない。審査・承認の申請は新華通信社涉外情報管理センターに書面による申請を提出しなければならない。書面による申請については、下記の資料を提供しなければならない。

らない。

- 1、外国通信社及びその所属情報機関が合法的に存在する証明文書。
- 2、送信する経済情報の種類及び内容概要。
- 3、伝播手段及び技術サービスの説明資料。
- 4、各種経済情報の料金の基準及び料金の徴収方法。
- 5、中国域内で開設された経済情報を経営する会社、合資会社、事務所あるいは委託する技術代理サービス会社、代行会社に関する状況。

第四条　すでに中国域内で経済情報を配信している外国通信社及びその所属情報機関は、新華通信社渉外情報管理センターに、書面による補完申請を行わなければならない。補完申請資料は、本弁法の第三条に規定された資料以外に、新華通信社渉外情報管理センターに、中国域内でのその経済情報ユーザーの名称、法定の住所及び双方が調印した契約書の副本を提供しなければならない。

第五条　新華通信社渉外情報管理センターは、外国通信社及びその所属情報機関のすべての資料を受け取った日から二十日以内に、申請に対して回答する。本弁法第三条、第四条で述べられた資料の中に、ビジネス機密に関わるものについては、新華通信社渉外情報管理センターが秘密保護に責任を負うべきである。

第六条　新華通信社の承認を得て、中国域内で経済情報を配信することが許された外国通信社及びその所属情報機関のそれが配信する情報の種類、伝播手段、料金基準、徴収方法、技術サービス方式などの内容については、新華通信社渉外情報管理センターによって、審査・認定されなければならない。

上述した内容に変更を必要とする時には、必ず新華通信社渉外情報管理センターに書面による変更の申請を提出しなければならない。例えば料金の基準を調整する際には、新華通信社によって国家計画委員会に審査・承認を上申する。新華通信社渉外情報管理センターは申請資料を受け取った日から十日以内に回答を与える。

第七条　新華通信社の審査・承認を得ていない外国通信社及びその所属情報機関は、中国域内で経済情報を配信してはならない。

第八条　新華通信社渉外情報管理センターは外国通信社及びその所属情報機関が配信した各種類の経済情報に対し、歩を同じくして審査・閲読するが、外国通信社及びその所属情報機関は経済情報を受信する設備（とそれにふさわしい技術サービス）及び中国域内で配信した各種類の経済情報を無償で提供しなければならない。

第九条　審査・承認を得て中国域内で経済情報を配信する外国通信社及びその情報機関は、新華通信社に監督・管理の料金を納めなければならない。監督・管理料金納入の方法は別に定める。

第三章　中国域内のユーザーが外国通信社及びその情報機関の経済情報を使用することについての審査・承認

第十条　中国域内のユーザーが外国通信社及びその情報機関の経済情報を使用するには、新華通信社の審査・承認を得なければならない。「管理通知」が公布された日から、外国通信社及びその情報機関の経済情報を使用する必要がある単位は、新華通信社渉外情報管理センターに登録手続き

の申請を行わなければならない。外国通信社及びその情報機関の経済情報をすでに発注しているユーザーはすべて新華通信社渉外情報管理センターに補完登録手続きを申請しなければならない。

外国通信社及びその所属機関の経済情報を利用する必要がある単位は書面による申請を提出するとともに、下記の資料を提供すべきである。

- 1、法人と非法人の証明文書（コピー）。
- 2、申請単位の簡潔な紹介資料。
- 3、発注する経済情報の種類。
- 4、経済情報の使用状況及び範囲。
- 5、経済情報を受信する方式。

第十一条 外国通信社及びその情報機関の経済情報をすでに発注しているユーザーは、補完登録手続きの際に外国通信社及びその所属情報機関と調印した契約のテキスト（コピー）と法人、非法人の証明文書（コピー）及び法定の住所を提供しなければならない。

第十二条 新華通信社渉外情報管理センターは申請資料を受け取った日から十日以内にユーザーが提出した申請に回答すべきである。

いかなる単位も新華通信社渉外情報管理センターで登録審査を受けていなければ、すべて外国通信社及びその情報機関の経済情報を発注できない。

第十三条 承認を得て外国通信社及びその情報機関の経済情報を発注するユーザーは、原則的に最終ユーザーになり、それが受け取った経済情報の使用範囲に対しては、新華通信社渉外情報管理センターが審査・認定した契約に合わせて執行しなければならない。

第十四条 中国域内のユーザーは新華通信社渉外情報管理センターで登録手続きを行う際、監督管理費を納入しない。

第四章 技術サービス

第十五条 渉外情報に集中管理が実行された後、ユーザーのこれまでの情報受信設備及び方式は変えず、その技術サービス及び設備の設置は、外国通信社及びその情報機関が責任を負う。

第五章 契約管理

第十六条 外国通信社及びその所属情報機関は中国域内のユーザーと経済契約を締結しなければならない。契約の内容は「中華人民共和国渉外経済契約法」及び関連法律、法規の規定を遵守しなければならない。

第十七条 外国通信社及びその所属情報機関が中国域内のユーザーと調印した契約は新華通信社渉外情報管理センターに報告し審査・承認、記録に留めることによってはじめて執行できる。

外国通信社及びその情報機関が「管理通知」の公布前にユーザーと契約を締結したものは、本管理弁法第4条の関係規定によって、補完審査・承認、記録に留める手続きを行う。

第十八条 外国通信社及びその所属情報機関が中国域内のユーザーと経済契約を締結したら、新華通信社渉外情報管理センターに契約の原本を提出しなければならない。

契約は備えるべき主要な項目以外、下記の内容を含まなければならない。

- 1、情報の種類。
- 2、情報の料金基準及び総額。
- 3、情報サービスを提供する期間。
- 4、情報を伝播受信する方式と技術サービス。

第十九条 新華通信社渉外情報管理センターはこの種の経済契約の承認機関である。もし、当事者双方が原契約を変更もしくは解除する場合、その変更は承認機関に報告し、承認を得る必要があり、その解除は承認機関に報告し、記録に留めるべきである。中国域内のユーザーの契約管理については、本管理弁法第十条、第十一条及び第十三条の関係規定に合わせて実行する。

第六章 監督管理

第二十条 新華通信社渉外情報管理センターが外国通信社及びその所属する情報機関により配信された各種の情報を歩を同じくして審査・閲読する中で、もしも「管理通知」第四項に列記された内容を見つけたら、新華通信社は関係部門と共に外国通信社及びその所属する情報機関に対し法律に基づいて処置する。

本管理弁法第三条、第四条、第六条、第七条、第八条、第九条の規定に違反する外国通信社及びその所属する情報機関に対し、新華通信社は情状の軽重を見てその中国域内で経済情報を配信する業務を部分的、あるいは全部の取り消し、その中国域内で経済情報を配信する資格の抹消などの措置をとる。

第二十一条 本弁法第十条、第十一条、第十二条第二項、第十三条の規定に違反する中国域内のユーザーに対し、新華通信社は情状の軽重を見て登録させない、外国通信社及びその所属する情報機関の経済情報の受信停止、登録の抹消などの措置をとる。

第七章 付則

第二十二条 台湾、香港、マカオ地域の通信社及びその所属する情報機関が我が域内で経済情報を配信するには、本管理弁法を参照し実行する。

そのほかの情報機関が中国域内に向けて配信する経済情報の中で、もしも外国通信社及びその所属する情報機関が提供した経済情報を転送するには、本管理弁法を参照し実行する。

第二十三条 新華通信社渉外情報管理センターは全国各地の具体的状況に基づき、新華通信社渉外情報管理センター事務機関を設立し、ユーザーのために登録、審査手続きを行う。

第二十四条 本弁法は新華通信社が解釈の責任を持つ。

第二十五条 本弁法は公布の日から施行する。

(訳者：王雪彤 蔡昕悦 徐森・整理：蔡昕悦)

(3) 外国通讯社在中国境内发布新闻信息管理办法（2006年9月10日新华社社）

（原文）

外国通讯社在中国境内发布新闻信息管理办法（2006年9月10日新华社社发布）

第一条 为了规范外国通讯社在中国境内发布新闻信息和国内用户订用外国通讯社新闻信息，促进新闻信息健康、有序传播，根据国家法律、行政法规和国务院的有关规定，制定本办法。

第二条 外国通讯社在中国境内发布文字、图片、图表等新闻信息，适用本办法。

本办法所称外国通讯社包括具有通讯社性质的外国新闻信息发布机构。

第三条 新华社对外国通讯社在中国境内发布新闻信息实行统一管理。

第四条 根据《国务院对确需保留的行政审批项目设定行政许可的决定》，外国通讯社在中国境内发布新闻信息，应当经新华社批准，并由新华社指定的机构（以下简称指定机构）代理。外国通讯社不得在中国境内直接发展新闻信息用户。

除指定机构外，任何单位和个人不得经营、代理外国通讯社的新闻信息。

第五条 外国通讯社申请在中国境内发布新闻信息，应当具备以下条件：

- （一）在所在国家（地区）有相应的合法资质；
- （二）在新闻信息发布业务领域有良好信誉；
- （三）有确定的业务范围；
- （四）有与其开展业务相适应的技术传播手段；
- （五）中国法律、行政法规规定的其他条件。

第六条 外国通讯社在中国境内发布新闻信息，应当向新华社提交书面申请，并提供下列材料：

- （一）所在国家（地区）主管当局出具的相应的合法资质证明；
- （二）所在国家（地区）有关机构出具的良好信誉记录证明；
- （三）所发布新闻信息的细目、说明和样品；
- （四）传播手段说明；
- （五）新华社规定的其他材料。

第七条 指定机构代理外国通讯社在中国境内发布新闻信息，应当具备以下条件，并向新华社提交书面申请：

- （一）有合法资质；
- （二）在新闻信息代理发布业务领域有良好信誉；
- （三）有开展与其代理业务相适应的服务网络和技术传播手段；
- （四）中国法律、行政法规和部门规章规定的其他条件。

第八条 新华社应当自收到外国通讯社和指定机构提交申请材料之日起20日内作出批准或者不批准决定。批准的，发给批准文件；不批准的，书面通知申请人并说明理由。

第九条 外国通讯社依据批准文件核定的业务范围在中国境内发布新闻信息，应当与指定机构签订代理协议，并自协议签订之日起15日内报新华社备案。

第十条 外国通讯社变更业务范围、传播手段等事项的，应当在变更前向新华社重新申请核发

批准文件。

第十一条 外国通讯社在中国境内发布的新闻信息不得含有下列内容：

- (一) 违反《中华人民共和国宪法》确定的基本原则的；
- (二) 破坏中国国家统一、主权和领土完整的；
- (三) 危害中国国家安全和国家荣誉、利益的；
- (四) 违反中国的宗教政策，宣扬邪教、迷信的；
- (五) 煽动民族仇恨、民族歧视，破坏民族团结，侵害民族风俗习惯，伤害民族感情的；
- (六) 散布虚假信息，扰乱中国经济、社会秩序，破坏中国社会稳定的；
- (七) 宣扬淫秽、暴力或者教唆犯罪的；
- (八) 侮辱、诽谤他人，侵害他人合法权益的；
- (九) 危害社会公德或者中华民族优秀传统文化的；
- (十) 中国法律、行政法规禁止的其他内容。

第十二条 新华通讯社对外国通讯社在中国境内发布的新闻信息有选择权，发现含有本办法第十一条所列内容的，应当予以删除。

第十三条 国内用户订用外国通讯社新闻信息，应当与指定机构签订订用协议，不得以任何方式直接订用、编译和刊用外国通讯社的新闻信息。

国内用户使用外国通讯社新闻信息时，应当注明来源，并不得以任何形式转让。

第十四条 外国通讯社和指定机构应当每年在规定期限内分别就其发布、代理新闻信息的情况向新华通讯社提交报告。

新华通讯社可以根据报告情况进行核查；经核查合格的，方可继续从事新闻信息的发布或者代理业务。

第十五条 任何单位和个人发现有违反本办法行为的，有权向新华通讯社举报，新华通讯社应当依法调查、处理。

第十六条 外国通讯社违反本办法规定，有下列情形之一的，由新华通讯社视情节给予警告、限期改正、暂停特定内容发布、暂停或取消发布资格：

- (一) 超出批准文件核定的业务范围发布新闻信息的；
- (二) 直接或者变相发展新闻信息用户的；
- (三) 发布的新闻信息含有本办法第十一条所列内容的。

第十七条 国内用户违反本办法规定，有下列情形之一的，由新华通讯社视情节给予警告、限期改正、责令指定机构中止或者解除订用协议：

- (一) 超出订用协议范围使用外国通讯社新闻信息的；
- (二) 转让所订用的外国通讯社新闻信息的；
- (三) 使用外国通讯社新闻信息不注明来源的。

第十八条 违反本办法规定，有下列情形之一的，由新华通讯社提请国务院有关部门依法给予行政处罚：

- (一) 未经新华通讯社批准发布新闻信息的，未经新华通讯社指定机构订用外国通讯社新闻信息的；
- (二) 擅自经营、代理外国通讯社新闻信息的；

(三) 擅自直接编译、刊用外国通讯社新闻信息的。

第十九条 指定机构违反本办法规定，代理未经批准的外国通讯社新闻信息的，由新华通讯社责令改正，对直接负责的主管人员和其他直接责任人员给予纪律处分。

第二十条 新华通讯社工作人员有下列行为之一的，由新华通讯社给予纪律处分：

- (一) 向不符合本办法规定条件的申请人颁发批准文件的；
- (二) 不依法履行监督管理职责的；
- (三) 接到对违法行为的举报后不依法调查处理的；
- (四) 有滥用职权、玩忽职守、徇私舞弊等行为的。

第二十一条 香港特别行政区、澳门特别行政区、台湾地区的通讯社及其他具有通讯社性质的新闻信息发布机构，在内地发布新闻信息，参照本办法执行。

第二十二条 本办法自发布之日起施行。1996年4月15日新华通讯社发布的《外国通讯社及其所属信息机构在中国境内发布经济信息的管理办法》同时废止。

(日訳)

外国通信社が中国域内でニュース情報を配信することに関する管理弁法

(2006年9月10日)

第一条 外国通信社が中国域内でニュース情報を配信することと国内のユーザーが外国通信社のニュース情報を購入・使用することを規範化し、ニュース情報を健全に、秩序正しく伝播させることを促すため、国家の法律、行政法规及び国务院の関連規定に基づいて、本弁法を制定する。

第二条 外国通信社が中国域内で文字、図画、図表などのニュース情報を配信するには、本弁法を適用する。

本弁法のいうところの外国通信社には通信社の性質を備える外国ニュース情報配信機関を含む。

第三条 新華通信社は外国通信社が中国域内でニュース情報を配信することに対して統一的な管理を実行する。

第四条 「国务院が保留する必要がある行政審査・承認項目に対して行政許可を設定する決定」に基づき、外国通信社が中国域内でニュース情報を配信するには、新華通信社の承認を得るとともに、新華通信社に指定された機関（以下『指定機関』に省略する）によって代行されるべきである。

外国通信社は中国域内で直接ニュース情報ユーザーを拡大することができない。

指定された機関以外、いかなる単位と個人も外国通信社のニュース情報を運営・代行することができない。

第五条 外国通信社が中国域内でニュース情報を配信することを申請するには、以下の条件を備えるべきである。

1. 所在国（地域）で相応の合法的な資質を持つ。
2. ニュース情報を配信する業務領域で良い信望を持つ。
3. 明確な業務範囲がある。
4. 業務を繰り広げることに相応する技術伝播手段を持つ。

5. 中国の法律、行政法規に規定されたその他の条件。

第六条 外国通信社が中国域内でニュース情報を配信するには、新華通信社に書面による申請を提出するとともに、下記の資料を提供すべきである。

1. 所在国（地域）の主管当局により証明された相応の合法的な資質証明。
2. 所在国（地域）の関連機関により証明された良い信望の記録証明。
3. 配信するところのニュース情報の細目、説明及びサンプル。
4. 伝播手段の説明。
5. 新華通信社の規定するその他の資料。

第七条 指定機関が外国通信社の中国域内でニュース情報を配信することを代行するには、以下の条件を備えるとともに、新華通信社に書面による申請を提出すべきである。

1. 合法的な資質を持つ。
2. ニュース情報を代行・配信する業務領域で良い信望を持つ。
3. その代行業務を繰り広げることに対応するサービスネットと技術伝播手段を持つ。
4. 中国の法律、行政法規と部門規則に規定されたその他の条件。

第八条 新華通信社は外国通信社と指定機関が提出する申請資料を受け取った日から、20日以内に承認あるいは不承認の決定を行うべきである。承認したものには、承認文書を交付する；不承認のものには、申請者に書面で通知するとともに、理由を説明する。

第九条 外国通信社が承認文書で決められた業務範囲に基づいて、中国域内でニュース情報を発信するには、指定機関と代行取り決めに調印するとともに、取り決めに調印した日より、15日以内に新華通信社に報告し、記録に留めるべきである。

第十条 外国通信社が業務範囲、伝播手段などの事柄を変更するには、変更の前に新華通信社に承認文書発給を再度申請すべきである。

第十一条 外国通信社が中国域内で発信するニュース情報には、以下に列挙した内容を含んではならない。

1. 『中華人民共和国憲法』に確定された基本原則に違反するもの。
2. 中国の国家統一、主権と領土保全を破壊するもの。
3. 中国の国家安全と国家榮譽、利益に危害を加えるもの。
4. 中国の宗教政策に違反し、邪教、迷信を喧伝するもの。
5. 民族の怨恨と民族差別を扇動する、民族の団結を破壊する、民族の風俗習慣を侵害する、民族の感情を傷つけるもの。
6. 虚偽の情報を巻き散らし、中国の経済、社会秩序を乱し、中国の社会の安定を破壊するもの。
7. わいせつ、暴力を喧伝し、あるいは犯罪を教唆するもの。
8. 他人を侮辱、誹謗し、他人の合法的な權益を侵害するもの。
9. 社会公衆道徳あるいは中華民族の優秀な文化伝統に危害を与えるもの。
10. 中国の法律、行政法規の禁止するその他の内容。

第十二条 新華通信社は外国通信社が中国域内で発信したニュース情報に対して選択権を持つので、本法第十一条に列記された内容を見つけたら、それを削除すべきである。

第十三条 国内のユーザーが外国通信社のニュース情報を購入・使用するには、指定機関と購

入・使用取り決めに締結すべきであり、如何なる方式でも直接外国通信社のニュース情報を購入・使用、編集・翻訳及び掲載してはならない。

国内のユーザーは外国通信社のニュース情報を使用する際、出所を明記すべきであるとともに、如何なる形式でも譲渡してはならない。

第十四条 外国通信社と指定機関は毎年規定された期間内にそれぞれそのニュース情報を発信、代行した状況について、新華通信社に報告を提出すべきである。

新華通信社は報告された状況に基づいて、審査・承認を行うことができる。審査・承認に合格したものだけが、始めてニュース情報の配信あるいは代行業務に引き続き従事することができる。

第十五条 いかなる単位と個人も本弁法に違反する行為を発見した場合は、新華通信社に摘発する権利があり、新華通信社は法律に基づいて調査、処置すべきである。

第十六条 外国通信社が本弁法の規定に違反し、下記の状況の一つがある場合は、新華通信社によって情状を見て、警告を与えられたり、期限を切って改善が求められたり、特定の内容を配信することを一時停止したり、配信資格を一時停止、あるいは取り消されたりする。

1. 承認文書によって決められた業務範囲を超えて、ニュース情報を配信するもの。
2. 直接、あるいは形を変えて、ニュース情報ユーザーを拡大するもの。
3. 配信したニュース情報に本弁法の第十一条の内容が含まれるもの。

第十七条 国内のユーザーが本弁法の規定に違反し、下記の状況の一つがある場合は、新華通信社によって情状を見て、警告を与えられたり、期限を切って改善が求められたり、指定機関に命じて、購入・使用の取り決めに中止、あるいは解除されたりする。

1. 購入・使用の取り決めの範囲を超えて、外国通信社のニュースを使うもの。
2. 購入・使用するところの外国通信社のニュース情報を譲渡するもの。
3. 外国通信社のニュース情報を使う時、ニュースソースを明記しないもの。

第十八条 本弁法の規定に違反し、下記の状況の一つがある場合、新華通信社によって国务院の関連部門に提案して、法律に基づいて行政処罰が与えられる。

1. 新華通信社の承認を得ず、ニュース情報を配信する、新華通信社の指定機関を経ず、外国通信社のニュース情報を購入・使用するもの。
2. 勝手に外国通信社のニュース情報を経営、代行するもの。
3. 勝手に外国通信社のニュース情報を直接編集翻訳、掲載するもの。

第十九条 指定機関で本弁法の規定に違反し、承認を得ないで外国通信社のニュース情報を代行する場合、新華通信社によって、改善が命じられ、直接に責任を負う主管者とその他の責任者に対して、規律処分が与えられる。

第二十条 新華通信社の従業員で下記の行為の中の一つがある場合、新華通信社によって規律処分が与えられる：

1. 本弁法の規定する条件に合致しない申請者に向けて、承認文書を授与するもの。
2. 法律に基づかず、監督管理の職責を履行するもの。
3. 違法行為の摘発を受けた後、法律に基づいて調査処置しないもの。
4. 職権を濫用し、職務を怠り、私的な悪事を働く行為があるもの。

第二十一条 香港特別行政区、マカオ特別行政区、台湾地域の通信社及びその他の通信社の性質

がある情報配信機関が内地でニュース情報を配信するには、本弁法を参照し、執行する。

第二十二條 本弁法は公布の日より施行する。1996年4月15日新華社が公布した「外国通信社およびその所属情報機関が中国域内で経済情報を配信することについての管理弁法」は同時に廃止する。

(訳者：王雪彤 賀壹 孫鑫钰・整理：蔡昕悦)

4. 二つの「新聞法」草案に見る関係規定

中国において「新聞法」についての議論はずっと続いてきた。それが花開いたのが1989年の民主化運動前後につくられた三つの「草案」であった。一つは1988年4月に公表された社会科学院新聞研究所新聞法研究室編の「中華人民共和国新聞法（草案）」、もう一つは上海で1988年7月につくられた「中華人民共和国新聞法（上海起草小グループ、意見聴取稿）」（《中華人民共和国新聞法（上海起草小組、征求意见稿）》）であり、三つ目が国家新聞出版署によって1989年につくられた「中華人民共和国新聞法（審議用稿）」（《中華人民共和国新聞法（草案）送审稿》）である。その社会科学院新聞研究所新聞法研究室版と国家新聞出版署版には外国報道機関、外国人記者関連条項がある（上海版は手許に全文がないため不明）。

この両者の違いは、後者の国家新聞出版署版には「第38条」から「第41条」まで、明確な制限規定が設けられていることである。特に「第38条」は「駐華外国人記者が中国の主要な指導者を取材したい場合、中国政府の主管部門に書面申請を提出すべきである。國務院の部委および記者の駐在している都市の開放単位を取材する場合、関係外事単位と連絡を取ることができる。」としており、この草案がつくられる前の1981年3月9日に下達された「外国報道機関の常駐記者の管理に関する國務院の暫定規定」の「第九條」の「常駐記者が機関、団体、企業、事業及びその他の単位を取材するには、中華人民共和国外交部新聞司の要求に従い、事前に関係当局に申請を提出し、同意を得て、始めて取材ができる。」を踏襲したものといえよう。

また、前者の社会科学院版はその「第四十八條」に「中国政府は法律により駐華外国報道機関の正当な權益を守り、できる範囲以内において、来華外国人記者に便宜を提供する。」とあるように、外国報道機関と記者の「權益」を政府が守るべきことを明記している。これは「暫定規定」の「第六條」の「中華人民共和国政府は法律に従い常駐記者の正当な權益を保護するとともにその取材報道活動に便宜を提供する。」を援用したものである。また、「第四十九條」では「駐華外国報道機関と来華外国人記者は報道活動に従事する時」の「義務」の一つとして、その「(2)」に「普遍的に認められた国際法及び国際関係の準則を遵守する。」が挙げられている。こうした違いはこの二つの「草案」の性格を明確に示しているといえる。

しかし、この「新聞法」は法律という形では結実することはなかった。（拙稿「解題 中国『新聞法』草案について」『ジャーナリズム&メディア』第7号2014.3pp.281-313、「中国の『新聞法』論議考」『国際関係研究』第9巻第2号1988.12pp.99-119参照）。とはいえ、こうした当時の時代を反映した研究者の営みは高く評価すべきであり、史料価値も高いので、社会科学院版と新聞出版署版の関連条項の原文と訳文を下記に転載する。

(1) 中华人民共和国新闻法（草案）（新闻法研究室试拟）（1988年4月）

（原文）

第六章 外国驻华新闻机构和来华记者

第四十一条 有两名以上常驻记者、或一名常驻记者和两名以上雇员的，以收集和传递新闻为其职业活动的外国派驻中国的新闻机构，称为外国驻华新闻机构。

以从事新闻活动为职业的，在华逗留连续九十天以上的外国派驻中国的记者为外国来华常驻记者。

以从事新闻活动为职业的，在华逗留九十天以下的外国来中国的记者为外国临时来华记者。

第四十二条 （一）外国要求在中国设立新闻机构，须提前三十天向中华人民共和国外交部申请。

（二）申请应写明下列事项：

- 1、外国新闻机构的名称；
- 2、国籍；
- 3、人数及其姓名、性别、年龄；
- 4、负责人姓名、性别、年龄。

外国新闻机构具有法人资格。

第四十三条 （一）外国新闻机构向中国派遣记者，须提前三十天向中华人民共和国外交部申请。

（二）申请应写明下列事项：

- 1、记者姓名、性别；
- 2、出生年月日、地点、国家；
- 3、国籍；
- 4、所属外国新闻机构名称；
- 5、所持证件的签发国、地点、日期及号码；
- 6、外国临时来华记者应写明在外国的居住地址。

外国驻华新闻机构的雇员应按同样手续进行申请。

第四十四条 外国驻华新闻机构、外国来华记者及雇员的申请，由中华人民共和国外交部负责审批，经批准后，在外交部新闻司办理注册手续。

第四十五条 中华人民共和国外交部在办理注册时，向外国来华常驻记者颁发由新闻出版署和外交部共同签发的为期一年的记者证。

外国来华常驻记者所持记者证期满，需要继续其采访、报道活动的，应当在期满前十五天向中华人民共和国外交部申请办理延期手续。

第四十六条 外国驻华新闻机构要求更换记者，应当提前三十天向中华人民共和国外交部提出申请。经批准和注册后，原记者自新任记者开始工作之日起，停止在华的采访报道活动。

第四十七条 如停止在华新闻活动，外国驻华新闻机构应提前三十天，外国来华常驻记者应提前十五天书面通知中华人民共和国外交部，并在税务和其他有关事宜清理完毕后，办理注销注册手续。

第四十八条 中国政府依法保护外国驻华新闻机构及外国来华记者的正当权益，在能力所及的范围内，为外国来华记者从事新闻活动提供方便。

第四十九条 外国驻华新闻机构和外国来华记者在从事新闻活动时，有下列义务：

- (一) 遵守中华人民共和国的法律、法规和有关规定，
- (二) 遵守普遍承认的国际法及国际关系准则；
- (三) 禁止诽谤、污辱中国国家领导人和中国公民；
- (四) 尊重事实，准确地进行报道，禁止发布虚假的新闻；
- (五) 其业务活动不得超出正常的采访报道范围。

第五十条 外国驻华新闻机构和外国的新闻设施不得设置在外交或领事代表机构内，其工作人员不得是外交或领事机构的成员。

(日訳)

第6章 駐華外国報道機関と来華記者

第四十一条 2名以上の常駐記者、あるいは常駐記者1名と2名以上の職員を擁し、ニュースの収集と伝達をその職業活動とする外国が中国に派遣駐在させる報道機関を駐華外国報道機関と称する。

新聞活動に従事することを職業としているもので、中国に連続九十日以上滞在している中国に派遣駐在している外国人記者を来華常駐外国人記者と称する。

新聞活動に従事することを職業としているもので、中国滞在九十日以下の外国から中国に来た記者を臨時来華外国人記者と称する。

第四十二条 (1) 外国が中国で報道機関を設立することを求める場合には、三十日前に中華人民共和国外交部に申請しなければならない。

(2) 申請には以下の事項を明記すべきである：

- 1、外国報道機関の名称。
- 2、国籍。
- 3、人数及びその氏名、性別、年齢。
- 4、責任者の氏名、性別、年齢。

外国報道機関は法人の資格をもつ。

第四十三条 (1) 外国報道機関が中国に記者を派遣する場合には、三十日前に中華人民共和国外交部に申請しなければならない。

(2) 申請には以下の事項を明記すべきである：

- 1、記者の氏名、性別。
- 2、出生年月日、出生地、国家。
- 3、国籍。
- 4、所属する外国報道機関の名称。
- 5、所持ビザの発給国、発給地、日付けおよび番号。
- 6、臨時来華外国人記者は外国における住所を明記すべきである。

駐華外国報道機関の職員も同様の手続きによって申請すべきである。

第四十四条 駐華外国報道機関、来華外国人記者および職員の申請については、中華人民共和国外交部が責任を負って審査許諾を行い、許諾された後、外交部新聞司で登録手続きを行う。

第四十五条 中華人民共和国外交部は登録を処理する時、来華常駐外国人記者に新聞出版署と外交部が共同で発給した期限一年の記者証を交付する。

来華常駐外国人記者の所持する記者証が期限を迎え、引き続き取材報道活動を行う必要がある場合は、期限満了十五日前に中華人民共和国外交部に延長手続きの申請をすべきである。

第四十六条 駐華外国報道機関が記者の変更を要求する場合、三十日前に中華人民共和国外交部に申請を出すべきである。許諾と登録を経た後、原記者は新記者が仕事を始めた日から、在華の取材報道活動を停止しなければならない。

第四十七条 在華報道活動を停止したい場合、駐華外国報道機関は三十日前、来華常駐外国人記者は十五日前に書面形式で中華人民共和国外交部に通知しなければならず、併せて税務とその他の関係する事項を清算完了後、登録抹消手続きを行う。

第四十八条 中国政府は法律により駐華外国報道機関の正当な権益を守り、できる範囲以内において、来華外国人記者に便宜を提供する。

第四十九条 駐華外国報道機関と来華外国人記者は報道活動に従事する時、以下の義務を有する：

- (1) 中華人民共和国の法律、法規と関係規定を遵守する。
- (2) 普遍的に認められた国際法及び国際関係の準則を遵守する。
- (3) 中国の国家の指導者と中国公民を誹謗、侮辱することを禁止する。
- (4) その業務活動は正常の取材報道の範囲を超えてはならない。

第五十条 駐華外国報道機関と外国の報道施設はその外交あるいは領事代表機関に設置してはならず、その従業員は外交あるいは領事機関の成員であってはならない。

(翻訳：閻瑾 叶柳 朱瑞璽 整理：神尾優)

(2) 中华人民共和国新闻法草案（送审稿）（1989年）

(原文)

第五章 外国驻华新闻机构与驻华记者

第三十四条 外国新闻机构派遣驻中国以从事新闻活动为职业的记者有两名以上，或一名以上及雇员两名以上的，称为外国驻华新闻机构。

以从事新闻活动为职业、在华停留两个月以上的外国新闻机构派驻中国的记者，称为外国驻华记者。

第三十五条 外国要求在中国设立新闻机构或派遣驻华记者，须由派遣机构总部负责人提前三十天向中国政府主管部门申请并办理登记手续。

第三十六条 中国政府主管部门在办理登记时，发给外国驻华记者为期一年的记者证。

外国驻华记者所持记者证期满，需要继续其采访、报道活动，应当在期满前十五天向中国政府主管部门申请办理记者延期手续。每次延长期一年。无正当理由而逾期不办延期手续超过

三十天的，即视为离任，自动失去驻华记者的资格。

第三十七条 外国驻华新闻机构要求更换记者，应当提前三十天向政府主管部门提出申请，从新任记者办理完成登记手续之日起，原任记者停止在中国的新闻活动。

外国驻华新闻机构和驻华记者如停止在中国的新闻活动，应提前二十天书面通知中国政府主管部门，并在税务和其他有关事宜清理完毕后，办理注销登记手续。

第三十八条 外国驻华记者采访中国主要领导人应向中国政府主管部门提出书面申请。采访国务院部委及记者驻在城市的开放单位，可同有关外事单位联系。

第三十九条 赴中国政府规定的开放地区采访，应同有关省、自治区、直辖市外事部门联系。赴非开放地区采访或旅游，应向中国政府主管部门提出书面申请，经批准并到公安机关办理旅行证后方可前往。

第四十条 未经批准为驻华记者的外国人，不享受驻华记者待遇，不得在华进行新闻活动。

第四十一条 外国驻华记者的新闻活动不得超出正常的采访报道范围，不得以不正当或非法手段进行新闻活动。外国驻华记者作为旅游者去外地，不得进行新闻活动。

第四十二条 中国政府依法保护外国驻华新闻机构和驻华记者的正当权益，为驻华记者进行正常的新闻活动提供方便。

第四十三条 外国驻华记者不得在中国境内架设电台。对于业务需要的新闻电讯线路、通讯设备等，

应当向当地电讯、电视等单位申请租用。

第四十四条 外国驻华新闻机构和外国的新闻设施不得设置在外交或外事代表机构内，其工作人员不得是外交或领事机构的成员。

(日訳)

第五章 駐華外国報道機関と駐華記者

第三十四条 外国の報道機関が中国に派遣駐在させ新聞活動に従事することを職業とする記者が2名以上、あるいは1名以上及び職員2名以上いるものを、駐華外国報道機関と称する。新聞活動に従事することを職業として、中国に二ヶ月以上滞在する外国報道機関から中国に派遣駐在する記者を駐華外国人記者と称する。

第三十五条 外国が中国に報道機関を設立、あるいは駐華記者を派遣することを求める場合、派遣機関本社の責任者は30日前までに中国政府主管部門に申請し、併せて登記手続きをとらなければならない。

第三十六条 中国政府主管部門は登記を処理する時、駐華外国人記者に期限1年の記者証を発給する。駐華外国人記者の所持する記者証が期限を迎え、引き続きその取材報道活動を行う必要がある場合は、期限満了15日前に中国政府主管部門に記者延長手続きの申請をすべきである。毎度期限の延長は1年である。正当な理由がなく、期限切れから30日を越えて延長の手続きをとらない場合、すなわち離任と見なし、駐華記者の資格を自動的に失う。

第三十七条 駐華外国報道機関が新聞記者の交替を求める場合、30日前までに政府主管部門に申請すべきであり、新記者が登記の手続きを完了した日より、原記者は中国における新聞活動を停止しなければならない。

駐華外国新聞機関および駐華記者が中国での新聞活動を停止する場合は、20日前までに、中国政府の主管部門へ書面で通知し、併せて税務およびその他の関連事項を清算完了後、登記抹消手続きを行う。

第三十八条 駐華外国人記者が中国の主要な指導者を取材したい場合、中国政府の主管部門に書面申請を提出すべきである。国務院の部委および記者の駐在している都市の開放単位を取材する場合、関係外事単位と連絡を取ることができる。

第三十九条 中国政府の規定する開放地区に赴き取材する場合、関係省、自治区、直轄市の外事部門と連絡をとるべきである。非開放地区に赴き取材あるいは観光をする場合、中国政府の主管部門に書面申請を提出し、許可を得てから、併せて公安機関に行き旅行証の手続きをして始めてその地域へ行くことができる。

第四十条 駐華記者の承認を受けていない外国人は駐華記者の待遇を享受できず、中国において新聞活動は行えない。

第四十一条 駐華外国人記者の新聞活動は正常の取材報道範囲を超えてはならず、不正あるいは不法な手段によって新聞活動を行ってはならない。駐華外国人記者は旅行者として外地に行く場合、新聞活動を行ってはならない。

第四十二条 中国政府は法律に基づいて、駐華外国新聞機関および駐華記者の正当な権益を保護し、駐華外国人記者が正常な新聞活動を行うのに便宜を提供する。

第四十三条 駐華外国人記者は中国域内で通信局を設立してはならない。業務上必要なニュース電信回線、通信設備などについては、当該地の電信、テレビなどの単位に借用申請をすべきである。

第四十四条 駐華外国報道機関と外国の報道施設は、外交あるいは外事代表機関内に設置してはならず、その従業員は、外交または領事機関の成員であってはならない。

(翻訳：閻瑾 蔡昕悦 朱瑞璽 整理：神尾優)

おわりに

対内的に国際情報を管理してきた新華社はただ単なる通信社から巨大な情報産業企業に変貌しつつある。それを象徴しているのが2016年4月26日に正式に設立された新華社中国経済情報社(新華社中国经济信息社)である。そのニュースを伝えた新華社北京4月26日電(新華社北京4月26日電(記者趙超))によると、「新華社は1985年1月に全国に先駆けて経済情報事業を創業し、30余年の建設発展を経て、比較的整った経済情報商品とサービス体系を構築し、内外に2万社のユーザーをもつ」。同社はその新華社の経済情報編集部(经济信息编辑部)、中経社ホールディングス(中経社控股有限公司)、中国金融情報センター(中国金融信息中心)などの部門と企業が一つにまとまったもので、「今後新華社の経済情報業務の市場主体となり、新華社の経済情報商品の生産とサービスの責任を負う」とされ、この中国経済情報社は「通信社の優位性を発揮し、国家通信社と世界的通信社のネットと資源を十二分に運用し、新華社の国の内外の239の支社機関、5000余名の取材編集要員、および中国経済情報社千名近い専門家集団に依拠し、世界の重点地区と経済センター、金融センターに経済情報収集機関を設置し、全地球をカバーする経済情報収集加工体系を打ち立て、より良いものにし、国際的に権威ある経済情報の集積地なる。」としている。これは世界に打って出る(走出去)政策の反映ではあるが中国の経済情報のみならず、世界の経済情報を発信するシフトが整ったことを示している。

中国の経済情報に限って言えば、信頼を勝ち取ることができるのが外国報道機関と外国人記者の中国における取材による報道か、それとも新華社の情報資源をバックにした中国経済情報社のそれなのか。中国情報をめぐる今後の発展に注目したい。